

# 生活衛生課

## 【参考資料 目次】

(生活衛生課)

・生活衛生関係営業に係る施策体系	1
・令和5年度生活衛生関係営業に係る予算案等の状況	3
・新型コロナウイルス感染拡大予防業種別ガイドラインの作成状況	7
・平成29年度改正旅館業法の施行状況(旅館業法違反が疑われる事案への対応(違法民泊対策))	8
・旅館業法改正案の概要	9
・平成29年度改正旅館業法の施行状況(実態として宿泊することが可能になっている施設(営業)に関する調査結果について(概要))	10
・出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について(再周知)	13
・出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について(情報提供)	14
・フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスに係る美容師法の取扱いについて	15
・令和3年度 クリーニング師研修の受講者数	16
・令和3年度 業務従事者講習の受講者数	17
・クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について	18
・クリーニング師試験及びクリーニング師研修等に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のための対応等について	19
・生活衛生関係営業におけるデジタル化推進・支援体制構築事業	23
・生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	24
・中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長	25
・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の延長	26
・生活衛生同業組合活動推進月間について	27
・標準営業約款制度について	29
・振興指針及び振興計画について	30
・生活衛生関係営業者への支援に関する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)の活用について	31
・災害発生時における支援連絡体制例について	32
・「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について(通知)	33
・ビルメンテナンス業務に関する契約(公共調達)の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴う契約金額の変更について(緊急依頼)	57
・ビルメンテナンス業務の公共調達における令和5年度建築保全業務労務単価(見直し後)の活用等	

について(依頼).....	61
・墓地、納骨堂等の経営・管理について.....	84
・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等 に関するガイドライン」の改正について(周知).....	85
・火葬場の経営・管理について.....	86

# 生活衛生関係営業の種類とその施策体系について

- 生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業などをいい、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心なサービスが国民に提供されるよう、生衛業者は衛生規制を遵守して活動。
- 生衛業者の大部分が中小零細企業であるため、国及び地方公共団体が生衛法に基づき営業者の自主的活動の促進等を行うことにより生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者（利用者）の利益の擁護を実現。

☆ 国民生活に不可欠なサービス  
安心・安全、衛生、快適

消費者(利用者)

・事業所:約108万事業所(全事業所の約20%)  
・従業員数:約668万従業員(全産業の約11%)

資料:総務省「平成28年経済センサス」

16業種

生活衛生関係営業者

サービス提供



指導・支援

生衛連合会  
生衛組合

(公財)全国生活衛生営業指導センター  
(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

保健所等  
[行政]

・振興計画(自主的取組)  
・標準営業約款

・経営の健全化  
・衛生水準の維持向上  
・消費者(利用者)の利益擁護

・衛生規制

※ 生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

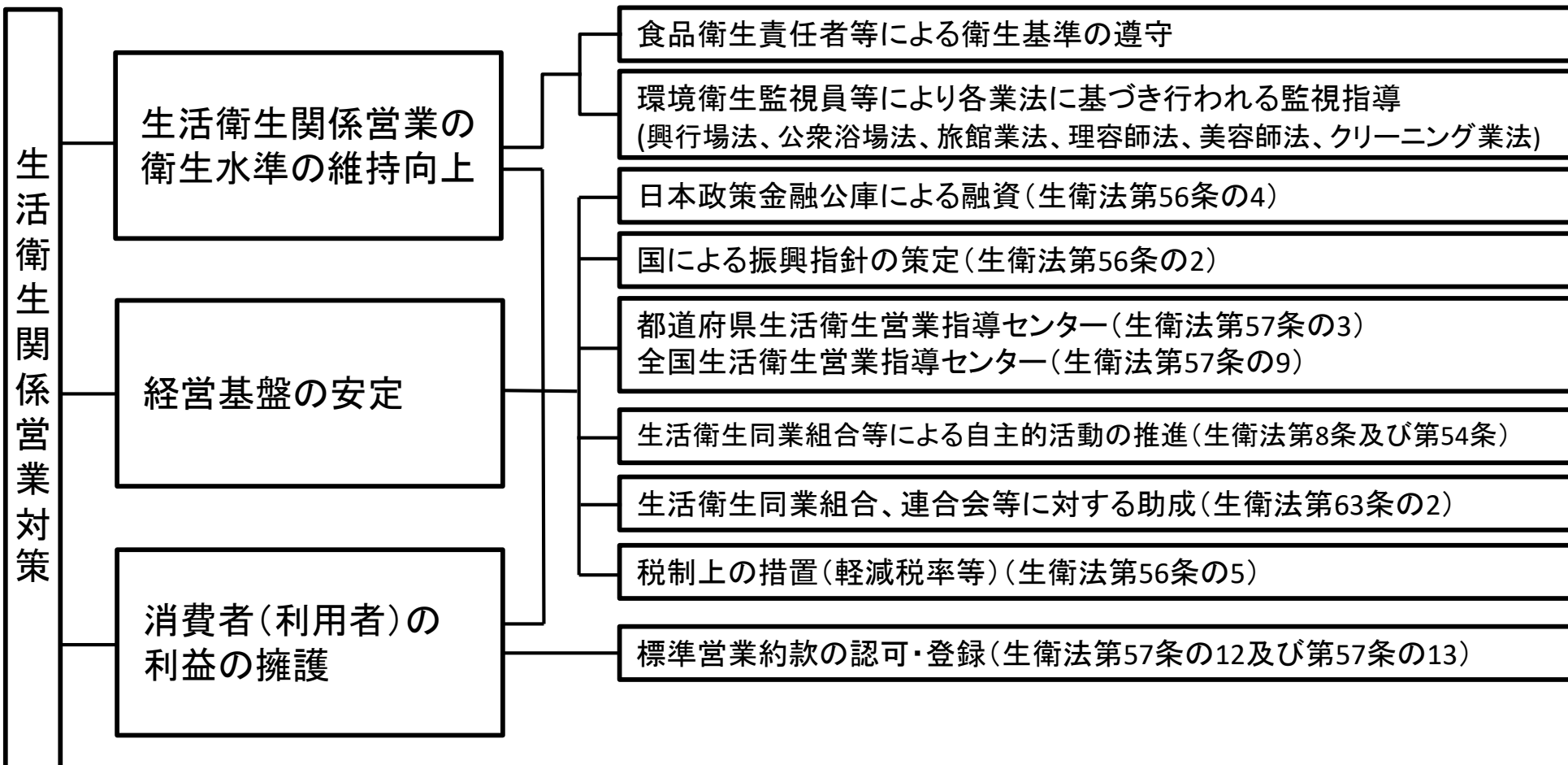


# 生衛法とその施策体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法) (昭和32年6月3日法律第164号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。



## 令和5年度生活衛生関係営業に係る予算案等の状況

令和4年12月  
厚生労働省 医薬・生活衛生局  
生活衛生課

### 予算

#### ○令和4年度第二次補正予算

- |  |        |
|--|--------|
| ① 生活衛生関係営業活性化支援事業<br>(生活衛生関係営業対策事業費補助金)  | 379百万円 |
| ・ <u>業種ごとの生衛組合連合会</u> において、生衛業の仕事・サービス・店舗等を国民に体験してもらい、 <u>生衛業のもつ魅力をアピールするイベントやキャンペーン等</u> を実施する。<br>例：体験イベント、実演会、スタンプラリー、抽選券など |        |
| ② 生活衛生関係営業経営支援事業<br>(生活衛生関係営業対策事業費補助金)   | 201百万円 |
| ・ <u>生衛業の営業者に対する専門家による伴走型の相談支援</u> を実施する。<br>例：中小企業診断士による経営診断や省エネ等の指導、行政書士等による各種補助金を活用するための支援など                                |        |
| ③ 生活衛生関係営業のデジタル化推進・支援体制構築事業  | 170百万円 |
| ・ <u>生衛業の営業者のデジタル化のサポート</u> し、事業の効率化・高付加価値化等を図る。<br>例： <u>生衛業の営業者に対する個別相談・講習、地域相談員に対する研修</u> など                                |        |
| ④ 日本政策金融公庫による資金繰り支援（出資金）   | 463百万円 |
| ・ セーフティネット貸付の金利引下げ措置を令和5年3月末まで継続<br>・ スタートアップの営業者保証を免除する場合の上乗せ利率の引下げ など  |        |
| <b>計 1,213百万円</b>  |        |

※ このほか、新型コロナウイルス感染症特別貸付の低利・無担保融資等を令和5年3月末まで継続

○令和5年度当初予算案

令和5年度予算案 [ 令和4年度予算 ]

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金 1,159百万円 [1,158百万円]  
(対令和4年度 100.1%)

生衛組合、生衛組合連合会、全国生衛営業指導センター、都道府県生衛営業指導センターに補助を行うことにより、生活衛生関係営業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化及び衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

・ 生活衛生関係営業収益力向上事業 104百万円 [92百万円]

新型コロナウイルス感染症、物価高騰等の影響がある中、全国生活衛生営業指導センター等を中心に、最低賃金や省エネ対策等の周知、補助金・税制等を活用して収益力向上等に取り組むためのセミナーの開催、業務プロセス見直し等に関する同行支援など、生活衛生関係営業者の収益力向上等のための取組を行う。

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金 3,023百万円 [3,369百万円]  
※ 貸付実績等に応じた減

株式会社日本政策金融公庫が生活衛生資金貸付を行うために必要な利差補給を行う。

3. 被災した生活衛生関係営業業者への支援（復興庁一括計上）  
22百万円 [7百万円]

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等を行うために必要な財政支援を行う（出資金）。

計 4,229百万円 [4,550百万円]

※ 貸付実績等に応じた公庫補給金の減

## 日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額 1,500億円 [1,720億円]

※ 従前の貸付計画額(1,150億円)に加え、新型コロナウイルス感染症対策分(350億円)を措置

### 2. 貸付制度の改善

生活衛生関係営業者に対する事業承継向け融資制度の拡充 等

**1. 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長**

〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設を取得した場合の特別償却制度について、建物の取得価額要件を600万円以上（現行：400万円以上）に引き上げた上で、その適用期限を2年延長する。

**2. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（※）**

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等が機械装置、ソフトウェア等を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する等、対象資産の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

**3. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長（※）**

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等が経営力向上計画に基づき機械装置、ソフトウェア、器具備品等を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、コインランドリー業等（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、その適用期限を2年延長する。

**4. 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長（※）**

〔印紙税〕

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する。

## 新型コロナウイルス感染拡大予防業種別ガイドラインの作成状況

業種	作成団体	改訂日
理容業	全国理容生活衛生同業組合連合会	R5. 3. 1
美容業	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	R5. 3. 1
クリーニング所	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	R5. 3. 2
ダストコントロール業	一般社団法人日本ダストコントロール協会	R5. 3. 1
浴場業（公衆浴場）	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	R5. 3. 1
宿泊施設	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会ほか	R5. 3. 13
映画館	全国興行生活衛生同業組合連合会	R5. 3. 13
演芸場	全国興行生活衛生同業組合連合会	R5. 3. 13
ライブハウス	一般社団法人ライブハウスコミッション NPO法人日本ライブハウス協会 日本音楽会場協会	R5. 3. 1
ライブレストラン	日本ライブレストラン協会	R5. 2. 28
外食業	一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会ほか （全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国すし商生活衛生同業組合連合会、全国中華料理生活衛生同業組合連合会、全国麺類生活衛生同業組合連合会、全国料理業生活衛生同業組合連合会、全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会）	R5. 3. 3
社交飲食業	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	R5. 3. 1
オーセンティックバー	一般財団法人カクテル文化振興会 一般社団法人日本バーテンダー協会 一般社団法人日本ホテルバーメンズ協会	R5. 2. 28
氷雪販売業	全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会	R5. 3. 3
食肉販売業	全国食肉生活衛生同業組合連合会	R5. 3. 1
食鳥肉販売業	全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	R5. 3. 3
ビルメンテナンス業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	R5. 3. 13

# 平成29年度改正旅館業法の施行状況 (旅館業法違反が疑われる事案への対応 (違法民泊対策))

## 民泊の現状

- 平成30年6月15日、民泊に関するルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊への取締りを強化する改正旅館業法が施行。
- 住宅宿泊事業の届出住宅数: **18,514件** (令和4年12月14日時点) / 簡易宿所数: **37,847件** (令和3年3月31日時点)  
/ 特区民泊認定数: **3,297施設 9,590居室** (令和4年10月末時点)
- 旅館業法違反のおそれがあると地方自治体が把握している事案は、令和4年3月末時点で**193件**であり、法施行前の平成30年3月末時点の7,993件から**大幅減少**している。
- 令和4年3月末時点の住宅宿泊仲介業者等95社の取扱件数の合計は**104,353件**で、前回(令和3年3月)調査から8,525件減少。



## 法施行後の主な取組

### (地方自治体への対応)

- 違法民泊取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、**旅館業法FAQ**として取りまとめ、地方自治体に発出(平成30年10月15日発出、令和2年10月12日更新)。
- **違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ**を、厚生労働省HPや旅行者向け情報サイトへ掲載。
- **外国語訳(16カ国語)も作成し**、厚生労働省HPへ掲載したほか、自治体に提供。
- 地方自治体の**違法民泊取締りの事例を収集し**、厚生労働省HPで紹介。  
※京都市: 無許可営業施設への旅館業停止命令を令和元年10月25日に発出。→違法民泊疑い事案数は、**1,006件(平成30年3月末時点)→4件(令和2年3月末時点)**と大幅減。  
※大阪市: 大阪府警や大阪府と連携し、違法民泊撲滅チーム(警察官OB30名等)を結成。→違法民泊疑い事案数は、**3,277件(平成30年3月末時点)→24件(令和2年3月末時点)**と大幅減。

### (関係省庁間の連携)

- **違法民泊対策関係省庁連絡会議**を定期的開催して関係省庁における取組を紹介し、情報共有・連携強化に取り組んでいる。  
※違法民泊取締り対策に関する連携強化を進めるため、平成30年5月21日に設置。第5回を令和2年12月18日に開催。
- 地方自治体と協力して**民泊仲介サイトにおける取扱い物件**について適法性の確認を行い、適法と確認できなかった物件については仲介業者等に対して**削除するよう指導**を行った。
- **厚生労働省HPには、地方自治体の旅館業法許可物件掲載ページ**を掲載し、仲介業者に通知。仲介業者が取扱い物件の適法性を速やかに行えるようにした。
- 関係省庁で、**住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を一括で管理するデータベース**を構築。平成31年4月以降は、仲介業者がデータベースの情報との照合を行うことで、適法性の確認作業の効率化、精度の向上が実現。

### (その他)

- 旅館業法の特例である「特区民泊」を実施する事業者に関して、欠格事由や立入検査、業務改善命令等の規定を整備した**改正国家戦略特別区域法**が**令和2年9月1日から施行**。



# 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとするほか、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】

#### (1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

- ① 特定感染症（※）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、
  - ・ 特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとし、正当な理由なくこれに応じないときは宿泊を拒むことができることとする。
  - ・ その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとし、正当な理由なく体温その他の健康状態等の確認の求めに応じないときは宿泊を拒むことができることとする。

（※）特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。
- ② 宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。
- ③ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

#### (2) 差別防止の更なる徹底

旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。

### 2. 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、

クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。 等

## 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日



## 平成29年度改正旅館業法の施行状況②

(実態として宿泊することが可能になっている施設(営業)に関する調査結果について(概要))

### 1. 調査目的・背景

- 前回の法改正(旅館業法の一部を改正する法律)において、旅館業法が適用されないが実態として宿泊することが可能な施設(ネットカフェ等)の利用実態の把握と実態に応じた適切な対応が求められているところ。

※ **旅館業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成29年12月7日 参議院厚生労働委員会**

いわゆるネットカフェ等に見られるような事実上宿泊できる施設に関し、必ずしも旅館業法が適用されていない事例が指摘されていることに鑑み、利用の実態に応じて旅館業法を適切に適用すること。

- そのため、今般、地方自治体(10自治体)を対象に、実態として宿泊することが可能な施設(ネットカフェ等)に対する指導状況等についてアンケート調査を実施し、その実態把握と適切な対応について検討を図る。

### 2. アンケート調査について

①**調査目的**: 実態として宿泊することが可能となっている施設について、自治体の指導状況等の実態把握を行う。

②**調査対象**: 保健所を設置する10自治体(2県、3政令市、3中核市、2特別区)

③**調査時期**: 令和3年3月1日~12日

④**調査項目**: I.対象施設が、実態として宿泊することが可能な施設(営業)となっているかの判断について  
II.対象施設が、実態として宿泊することが可能な施設(営業)となっているかの指導状況について

#### ⑤調査結果の概要

- 各自治体において、旅館業営業許可の取得可否について、寝具提供の状況に関わらず総合的に判断の上、指導が実施されている。
- ソファベッドやリクライニングチェアが法律に規定される「寝具」に該当するかは、総合的に判断されている。
- 24時間利用可能なプランがある場合も、営業時間のみをもって判断している訳ではない。
- 「泊」「休憩」などの看板やサービス表示がある場合、実態を確認して指導を行う場合がある。

### 3. 今後の対応方針(案)

各自治体において、個々の状況(寝具の提供、営業時間、施設・設備の様相、サービス表示など)以外に、業の実態について総合的な判断を踏まえた上で、旅館業として許可を取得させる、又は旅館業法に抵触しない営業形態に改める等の指導が行われるよう、各自治体に再度周知を図っていく。

## 自治体アンケート調査結果①

①実態として宿泊することが可能になっている営業として把握しているものはあるか。

・レンタルスペース

※以下は質問の際に例示済み：ネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ店、カラオケ店、24時間営業のスーパー銭湯（サウナ）

②上記施設において**ソファベッド・リクライニングチェアがある**場合、実態として宿泊することが可能と判断するか。

- ・ソファベットの寝台として使用できることから、宿泊することが可能と判断できる。
- ・法の「寝具」に該当するか総合的に判断する。
- ・別途宿泊料と解される料金を受けている場合に限り、宿泊に該当すると判断する。

③上記施設において**24時間利用可能なプラン**がある場合、実態として宿泊することが可能と判断するか。

- ・長時間滞在できることのみをもって宿泊と判断しがたい。しかし、一昼夜もの間、睡眠をとらずに施設を使用するとは考えがたいことから、宿泊利用を目的としていると考える。
- ・法規定上は、時間に関係なく総合的に判断する。
- ・24時間営業は様々な営業業種があり、時間だけを持って判断が難しい。

④上記施設において**「泊」「休憩」等の表示**がある場合、実態として宿泊することが可能と判断するか。

- ・営業者側が宿泊を目的として、施設を提供していると判断できる。
- ・宿泊に類似の標榜は規制が必要と考える。
- ・「泊」は該当、「休憩」は実態による。

## 自治体アンケート調査結果②

⑤上記施設において**浴室・シャワー利用可**である場合、実態として宿泊することが可能と判断するか。

- ・ 該当性を判断する場合、寝具を使用して施設を利用していることが重要と考えており、浴室等は付随設備と考える。
- ・ 法規定上は、浴室等に関係なく総合的に判断する。
- ・ 浴室等利用で判断しない。

⑥実態として宿泊することが可能となっている営業に関する、旅館業法適用の観点からのご意見

- ・ レンタルスペース（一軒家のレンタル）、多拠点を定額で賃貸契約し短期利用させるサブスクリプション物件、タイムシェア型住宅など旅館業との区別が困難な新たな営業形態が最近見られ、対応に苦慮している。
- ・ 「宿泊」の線引きは難しいが、衛生、安全面が一定程度担保される「旅館業法許可施設」と、「旅館業法非該当施設」の線引きは、旅館業施設の周知等で可能と考えられるため、住宅宿泊事業と同様に標識の掲示等の規制を検討してほしい。
- ・ 旅館業法適用対象施設と思われる施設があったとしても、旅館業法上の構造基準に合致しない場合も想定される。実態を勘案すると、指導を行うことにはかなりの困難が伴うものと想定される。
- ・ ネットカフェ等の取扱いについて、全国的に統一したものを示していただけると助かる。また、改めて宿泊料、寝具及び宿泊の考え方についても同様をお願いしたい。
- ・ ネットカフェ等は、営業の届出等がなく個々の店舗の開設及び営業時間や営業形態等を把握することが困難なため、旅館業法該当施設の可否の判断がしづらい。

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）

標記については、出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）（以下「要領」という。）において、お示ししているところです。

日本の高齢化率の上昇が続いていることから、今後とも、出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれます。

つきましては、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し要領について改めて周知徹底いただくとともに、下記事項についても引き続きご対応いただきますようお願いいたします。

また、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体としてふさわしいと考えられる旨申し添えます。

記

- 1 出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行うに当たっては、必要に応じて条例や要綱等を制定するなどにより、行われたいこと。
- 2 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、必要に応じて営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等ができる条例や要綱等を制定するなどにより、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたいこと。

薬生衛発1227第1号  
令和3年12月27日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）

出張理容・出張美容については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知。以下「要領」という。）、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）」（令和元年10月16日付け薬生衛発1016第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知。以下「課長通知」という。）等をお示しし、ご対応いただいているところですが、今般、当課において、都道府県等（保健所を設置する市又は特別区を含む。以下同じ。）における出張理容・出張美容に関する条例の例を別添のとおりとりまとめましたので、情報提供いたします。

都道府県等によっては、条例又は要綱等において出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所に限定していない場合や都道府県知事（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）への届出・承認の規定を設けていない場合もあるものと承知していますが、出張理容・出張美容の対象者は、高齢者や疾病等を持つ方が多いことから特に衛生措置を確保することが求められること、又、最近の感染症に対する衛生観念・意識の高まりからも要領や課長通知でお示ししているとおり、必要に応じて条例又は要綱等を制定するなどにより、出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行っていただくようお願いいたします。

併せて、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体としてふさわしいと考えられる旨申し添えます。

平成 29 年 8 月 15 日

フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスに係る  
美容師法の取扱いが明確になりました  
～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

### 1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

美容師法第 7 条では、美容師は、政令で定める特別の事情がある場合を除き、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならないとされており、美容所以外の場所において業を行うことができる場合として、同法施行令第 4 条第 2 号において、「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」と規定されています。今般、事業者より、i)結婚式に先立つリハーサル(式の 2 週間前程度)におけるヘアメイクサービス(リハーサルヘアメイク)の提供や、ii)挙式をせずに記念写真の撮影のみを行うフォトウェディングにおけるヘアメイクサービス(フォトウェディングヘアメイク)の提供が、同条第 2 号の規定に含まれるのか照会がありました。

本サービスの提供が、同条第 2 号に規定する美容所以外の場所において業を行うことができる場合に含まれるか否かについて、関係省庁が検討を行った結果、以下の内容を事業者に回答しました。

- ・ i のリハーサルヘアメイクについて、2 週間程度前のリハーサルは、通常時間的制約があるとは言えないため、同条第 2 号に規定する儀式の直前に該当するとは考えられず、また、通常リハーサルは社会通念上の「儀式」とは言いえないことから、i の事業は同条第 2 号の特例に含まれないものと解する。
- ・ ii のフォトウェディングヘアメイクについて、当該事業の主目的は、「記念として写真を撮る」とことと考えられることから、同条第 2 号に規定する「婚礼その他の儀式」に含まれないものと解する。

これにより、美容師法における美容所の届出が必要な範囲が明確化され、新たなサービスに係る事業上のリスクが低減することが期待されます。

### 2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は厚生労働大臣となります)。



## 令和3年度 クリーニング師研修の受講者数（実績）

令和4年3月31日

都道府県名	30年度				令和元年度				2年度				3年度						参考		
			うち2型				うち2型				うち2型		うち2型		特管(外数)		対平成30年度増減 増減数	増減率(%)	第11クール 受講率(%)		
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人					
1 北海道	6	234	2	55	5	170	2	64	6	225	2	101	6	239	2	97	5	2.1	42.8		
2 青森県	5	119	1	15	2	64	1	32	2	83	1	59	1	105	1	105	-14	-11.8	42.9		
3 岩手県	4	143	1	42	4	70	1	13	5	33	1	5	4	164	1	82	21	14.7	62.8		
4 宮城県	5	89	1	12	5	72	1	10	4	89	2	38	4	78	2	27	-11	-12.4	40.2		
5 秋田県	3	106			3	82			4	81	1	13	4	81	1	9	-25	-23.6	55.6		
6 山形県	3	84			2	68			1	104	1	104	3	68			-16	-19.0	56.5		
7 福島県	1	59			2	115			1	30	1	30	1	50			-9	-15.3	32.1		
8 茨城県	3	132			3	119			4	147			3	89			-43	-32.6	34.1		
9 栃木県	3	117			2	69			3	107	1	16	4	79	2	40	-38	-32.5	37.4		
10 群馬県	2	72			2	59			1	66	1	66	2	52			-20	-27.8	24.0		
11 埼玉県	3	263			3	166			3	112			4	187	1	54	-76	-28.9	26.9		
12 千葉県	7	289			7	187	1	7	7	191	1	42	6	215	1	64	-74	-25.6	36.0		
13 東京都	11	615	1	1	8	296	1	0	4	151	2	86	9	430	1	120	-185	-30.1	16.1		
14 神奈川県	5	318	1	36	5	230	1	28	5	274	1	111	4	225	1	89	-93	-29.2	29.1		
15 新潟県	7	209	2	37	8	176	2	38	3	167	1	101	4	183	1	109	-26	-12.4	51.9		
16 富山県	2	81	1	12	2	59	1	18	1	80	1	80	1	71	1	71	-10	-12.3	55.4		
17 石川県	1	80			1	21			2	55			2	64			-16	-20.0	32.8		
18 福井県	3	42	2	1	3	33	2	0	2	50	2	50	2	33	2	33	-9	-21.4	37.7		
19 山梨県	1	52			1	30			2	56	1	3	2	53	1	1	1	1.9	38.2		
20 長野県	5	112	1	8	5	116	1	15	4	74	1	48	5	97	1	37	-15	-13.4	38.7		
21 岐阜県	3	120			3	96			3	94			3	113			-7	-5.8	39.6		
22 静岡県	3	220			1	103			4	219			4	151			-69	-31.4	33.1		
23 愛知県	11	537	1	10	6	175	1	9	6	139	2	43	11	435	2	101	-102	-19.0	37.2		
24 三重県	2	46			2	70			1	82	1	82	1	33	1	33	-13	-28.3	38.1		
25 滋賀県	2	43	1	8	2	25	1	9	2	29	1	17	2	36	1	10	-7	-16.3	33.2		
26 京都府	2	140	1	64	1	95	1	95	2	128	1	79	2	111	1	72	-29	-20.7	34.8		
27 大阪府	3	113			3	117			3	111			3	102	1	29	-11	-9.7	12.4		
28 兵庫県	8	259			5	149			7	177			7	207			-52	-20.1	33.4		
29 奈良県	1	33			2	37	1	11	2	20	1	12	2	20	1	12	-13	-39.4	26.3		
30 和歌山県	3	71			1	48			2	57			3	65			-6	-8.5	61.6		
31 鳥取県	1	34			1	47			2	35	1	7	2	40	1	14	6	17.6	61.9		
32 島根県	3	42	1	12	3	34	1	11	3	47	1	25	3	34	1	20	-8	-19.0	53.2		
33 岡山県	1	85			1	86			1	36			1	68	1	68	-17	-20.0	39.1		
34 広島県	3	104			3	91			3	86			3	100			-4	-3.8	33.7		
35 山口県	1	38			1	53			1	51			1	58	1	58	20	52.6	40.1		
36 徳島県	1	22			1	14			1	34			1	15	1	15	-7	-31.8	29.0		
37 香川県	2	47			2	37			1	39			1	35			-12	-25.5	44.9		
38 愛媛県	1	60			1	44			1	39	1	39	1	64	1	64	4	6.7	32.7		
39 高知県	2	38	1	19	2	41	1	31	1	29	1	29	2	37	1	34	-1	-2.6	45.3		
40 福岡県	4	134			4	120			1	155	1	155	1	134	1	134	0	0.0	35.2		
41 佐賀県	1	27			4	106	2	21	2	11	1	6	2	25	1	11	-2	-7.4	59.9		
42 長崎県	3	73	1	43	3	81	1	44	2	79	1	57	2	58	1	39	-15	-20.5	46.6		
43 熊本県	5	104	2	11	3	41	1	14	3	68	1	40	4	70	1	18	-34	-32.7	23.5		
44 大分県	2	24	1	8	3	39	1	9	1	46	1	46	2	18	1	3	-6	-25.0	34.2		
45 宮崎県	2	43	1	13	2	68	1	18	1	43	1	43	1	42	1	42	-1	-2.3	42.5		
46 鹿児島県	4	130	1	40	3	79	1	27	3	97	1	65	4	113	1	93	-17	-13.1	52.5		
47 沖縄県	1	34	1	34	1	20	1	20	2	32	1	20	1	34	1	34	0	0.0	40.6		
計	155	5,837	25	481	137	4,118	28	544	125	4,158	39	1,718	141	4,781	41	1,842	3	30	-1056	-18.1	32.9

注：全国生活衛生営業指導センター調べ

## 令和3年度 業務従事者講習の受講者数（実績）

令和4年3月31日

都道府県名	30年度				令和元年度				2年度				3年度				参考	
			うち2型				うち2型				うち2型				うち2型		対平成30年度増減 増減数	増減率(%)
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人		
1 北海道	6	189	2	78	5	272	2	161	6	199	2	116	6	205	2	114	16	8.5
2 青森県	5	60	1	23	2	31	1	23	2	68	1	61	1	33	1	33	-27	-45.0
3 岩手県	4	41	1	6	4	74	1	23	5	42	1	16	4	51	1	39	10	24.4
4 宮城県	5	166	1	28	5	130	1	18	4	128	2	63	4	147	2	77	-19	-11.4
5 秋田県	3	51	1	5	3	31	1	6	3	24	1	16	3	48	1	36	-3	-5.9
6 山形県	3	105			3	78			1	87	1	87	3	83			-22	-21.0
7 福島県	1	64			2	85			1	40	1	40	1	44			-20	-31.3
8 茨城県	3	100			3	93			2	45			3	89			-11	-11.0
9 栃木県	3	126			2	48			3	50	1	18	3	77	2	54	-49	-38.9
10 群馬県	2	34			2	61			1	43	1	43	2	104			70	205.9
11 埼玉県	3	169			3	175			3	117			4	124	1	9	-45	-26.6
12 千葉県	6	308			7	310	1	22	7	232	1	67	6	224	1	72	-84	-27.3
13 東京都	13	915	1	3	12	767	1	2	11	729	2	420	12	658	1	261	-257	-28.1
14 神奈川県	5	491	1	84	5	447	1	92	5	454	1	265	4	358	1	186	-133	-27.1
15 新潟県	7	181	2	28	8	181	2	42	3	149	1	120	4	154	1	125	-27	-14.9
16 富山県	2	42	1	5	2	4	1	2	1	10	1	10	1	33	1	33	-9	-21.4
17 石川県	1	29	1	29	1	16	1	16	1	10	1	10	1	43	1	43	14	48.3
18 福井県	2	3	2	3	2	3	2	3	2	4	2	4	2	9	2	9	6	200.0
19 山梨県	1	15			1	16			1	6	1	6	2	26	1	6	11	73.3
20 長野県	5	159	1	32	5	172	1	32	4	160	1	130	5	107	1	35	-52	-32.7
21 岐阜県	1	44	1	44	1	23	1	23	1	19	1	19	1	35	1	35	-9	-20.5
22 静岡県	3	133			3	129			3	97			3	104			-29	-21.8
23 愛知県	7	337	1	20	6	215	1	26	6	178	2	89	7	288	2	151	-49	-14.5
24 三重県	1	46	1	46	1	71	1	71	1	59	1	59	1	37	1	37	-9	-19.6
25 滋賀県	2	43	1	15	2	31	1	22	2	27	1	15	2	40	1	26	-3	-7.0
26 京都府	2	108	1	49	2	112	1	54	2	144	1	106	2	122	1	102	14	13.0
27 大阪府	2	143	1	92	2	146	1	80	2	96	1	48	2	167	1	101	24	16.8
28 兵庫県	4	102			5	196			6	185			4	109			7	6.9
29 奈良県	1	19	1	19	1	7	1	7	1	12	1	12	1	17	1	17	-2	-10.5
30 和歌山県	1	6	1	6	1	7	1	7	1	34	1	34	1	9	1	9	3	50.0
31 鳥取県	2	50	1	34	2	61	1	41	2	45	1	34	2	44	1	33	-6	-12.0
32 島根県	2	62	1	30	2	49	1	35	2	43	1	36	2	40	1	32	-22	-35.5
33 岡山県	1	29			1	40			1	12			1	43	1	43	14	48.3
34 広島県	1	61	1	61	1	70	1	70	1	69	1	69	1	62	1	62	1	1.6
35 山口県	1	38			1	42			1	32			1	45	1	45	7	18.4
36 徳島県	1	38			1	5			1	43			1	32	1	32	-6	-15.8
37 香川県	1	36	1	36	1	43	1	43	1	34	1	34	1	46	1	46	10	27.8
38 愛媛県	1	48			1	50			1	45	1	45	1	41	1	41	-7	-14.6
39 高知県	1	37	1	37	1	12	1	12	1	19	1	19	1	10	1	10	-27	-73.0
40 福岡県	3	142			2	117			1	148	1	148	1	122	1	122	-20	-14.1
41 佐賀県	2	40											2	32	2	32	-8	-20.0
42 長崎県	1	1	1	1	1	9	1	9	1	15	1	15	1	1	1	1	0	0.0
43 熊本県	2	57	1	23	2	55	1	36	2	71	1	46	2	45	1	28	-12	-21.1
44 大分県	1	12	1	12	1	8	1	8	1	13	1	13	1	14	1	14	2	16.7
45 宮崎県	2	40	1	5	2	32	1	8	1	12	1	12	1	31	1	31	-9	-22.5
46 鹿児島県	4	30	1	3	3	24	1	1	3	18	1	18	4	39	1	39	9	30.0
47 沖縄県	1	34	1	34	1	84	1	84	1	31	1	31	1	31	1	31	-3	-8.8
計	131	4,984	34	891	124	4,632	35	1,079	112	4,098	44	2,394	119	4,223	47	2,252	-761	-15.3

注：全国生活衛生営業指導センター調べ



各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課長  
（ 公 印 省 略 ）

### クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（以下「クリーニング師研修等」という。）は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の規定に基づき、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が主催者として都道府県知事の指定を受け、公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に委託し実施しているところである。

クリーニング師研修等の実施については、貴職をはじめ管下保健所に受講勧奨等のご尽力をいただいているところであるが、依然として受講率の低下が課題であり、クリーニング業における衛生水準の確保等が懸念されつつある。

クリーニング師研修等は法令に基づき3年を超えない期間ごとの受講が義務とされており、対象となる者を適切に受講させるためには、研修受講予定者名簿の精緻化を図り、全国指導センター及び都道府県指導センターと連携して的確かつ効果的に受講勧奨を進めていく必要がある。

また、近年の受講者の高齢化等も踏まえ、会場に来ることが困難である者に対する第2型研修及び講習の活用も積極的に進めていく必要がある。

そのため、都道府県におかれては、

- （1）クリーニング師に関する正確な情報の把握・台帳の整備（免許証返納の確実な反映等）
- （2）都道府県指導センターへの情報提供（登録番号、氏名、住所等）
- （3）第2型研修及び講習も含めた受講勧奨

等について実施いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、（2）の情報提供については氏名等の個人情報が含まれるものではあるが、個人情報の関係条例等の適用にあたっては本事業の趣旨、目的並びに情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。

事務連絡  
令和2年6月10日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### クリーニング師試験及びクリーニング師研修等に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のための対応等について

新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うことをより一層推進すること等が求められています。

については、感染拡大防止等を図りつつ、クリーニング師試験、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（以下、「研修等」という。）が適切に実施されるよう、下記の事項についてご対応をお願いいたします。

なお、本事務連絡は公益財団法人全国生活衛生営業指導センターにも送付していることを申し添えます。

### 記

#### 第1 クリーニング師試験について

##### 1. 感染防止対策の一層の実施

感染拡大防止等を一層図るため、随時、最新の情報を入手し、受験者、試験委員、事務局員等が新型コロナウイルス感染症に感染することを防止するための措置を講じること。

都道府県知事により新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第45条第1項又は第2項等に基づく要請が行われた場合は、担当部局と連携の上、要請の対象となる受験者に対して受験の必要性を慎重に検討するよう呼びかけを行う等、その要請内容を踏まえた適切な措置を講じること。

## 2. 試験事務の実施に係る事務の円滑な運営の確保等

試験委員、事務局員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合における試験の実施に係る事務の継続的な運営の確保や、試験の実施に影響がある場合等における受験者への円滑な連絡の確保について対応を整理するとともに、試験の実施会場について感染症のまん延時における使用の可否をあらかじめ確認しておくなど、試験事務の円滑な運営のため必要な措置を講じること。

## 第2 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習について

### 1. 感染防止対策の一層の実施

研修等の実施にあたっては、感染拡大防止等を一層図るため、随時、最新の情報を入手し、受講者、講師及び事務局員等が新型コロナウイルス感染症に感染することを防止するための措置を講じること。

都道府県知事により新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第45条第1項又は第2項等に基づく要請が行われた場合には、必要に応じて要請対象の場所における研修等を延期・中止する等、担当部局と連携の上、その要請内容を踏まえた適切な措置を講じること。

また、「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について」（平成31年2月28日付け薬生衛0228第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、第2型研修及び講習の活用も積極的に進めることを求めているところであるため、引き続き対応を願いたい。

### 2. 研修等の実施に係る事務の円滑な運営の確保等

講師、事務局員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合における研修等の実施に係る事務の継続的な運営の確保や、要請等を踏まえ研修等を中止又は延期する等の場合における受講者への円滑な連絡の確保について対応を整理するとともに、研修等の実施会場について感染症のまん延時における使用の可否をあらかじめ確認しておくほか、研修等を中止又は延期することがある旨を予め受講者に周知するなど、研修等の実施に係る事務の円滑な運営のため必要な措置を講じること。

### 3. その他

クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）の規定に基づき、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師等は、3年を超えない期間ごとの受講が求められているが、研修等が中止となった場合等のやむを得ない事由がある場合は一定の猶予を与えることとして差し支えないこと。

なお、研修等の実施については、別添のとおり、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターより各都道府県生活衛生営業指導センター宛て、「クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」が示されていることを申し添える。

## クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施における 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

令和2年6月10日  
(公財) 全国生活衛生営業指導センター

都道府県知事の指定を受けて全国生活衛生営業指導センターが実施するクリーニング師研修及び業務従事者講習（以下「研修等」という。）を各都道府県生活衛生営業指導センターによって各地で開催する際には、次に示す新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染防止対策を講ずることとする。

特に、① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、② 密集場所（多くの人々が密集している）、③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3条件（いわゆる「3つの密」）のある場で感染を拡大させるリスクが高いと考えられているため、これらを回避して感染防止を徹底すること。

### 1. 会場確保

研修等の会場確保に際しては、開催地域における感染症のまん延状況、研修等の関係者が感染した場合等における会場利用の可否を含む会場側の対応及び協力（会場側の感染予防措置、換気状況、配席間隔、注意・案内表示機能等の確認、調整等）について事前に十分確認、準備すること（不測の事態に備える。）。

### 2. 感染防止措置

#### (1) 受講者への事前周知

受講申込者へ受講票を送付する際、次の留意事項を周知すること。

- 研修等の当日までに発熱、咳、咽頭痛等の症状が確認された場合は受講参加を辞退いただくこと（この場合、第2型（通信制）による受講が可能であること。）。
- 会場においてはマスクを着用すること。
- 感染が疑われる場合は受講（入室）できないこと（入室した場合は退場いただくこと。）。

#### (2) 会場側（管理者）と開催責任者による感染防止措置の実施・確認

- ① 研修等会場の出入口にアルコール擦式手指消毒液を設置し、手指消毒、マスク着用を促すこと。
- ② 会場は適切に換気すること（換気設備がない場合は、二方向の窓を30分に1回以上、開放する。）。
- ③ 受講者の席は、できるだけ2m（最低1m）の間隔を確保すること。
- ④ 講師と受講者の席は、2m以上の間隔を確保すること。

### (3) 受付・入場における確認

- ① 受講者の受付に際しては、本人に発熱、咳、咽頭痛等の症状の有無を確認し、症状がある場合には受講参加を辞退するよう要請すること。この場合、可能であれば第2型（通信制）による受講を勧めること。
- ② 受講参加者には、マスク着用、アルコール擦式手指消毒液による手指消毒を促すこと（休憩時間等においても手洗い又は手指消毒するよう促すこと。）。
- ③ 感染が疑われる受講生が入室した場合は、速やかに会場外へ移動させること。
- ④ 会場内における密着、近距離の会話（私語）は避けること。
- ⑤ 研修等の前に行うオリエンテーションにおいて前述①～④を周知すること。

### (4) 講師及び開催事務局従事者の対応

- ① 研修等の会場においてはマスクを着用すること。
- ② 手洗い、手指消毒を励行すること。
- ③ 受講者との接触、対面・近距離の会話を極力減らすこと。

## 3. 感染が拡大した場合の対応

開催地域における感染症の拡大が研修等の実施計画段階を上回り、研修等を中止する場合は、第2型（通信制）による受講に変更するなどの措置を講じること。

施策名:生活衛生関係営業のデジタル化推進・支援体制構築事業

① 施策の目的

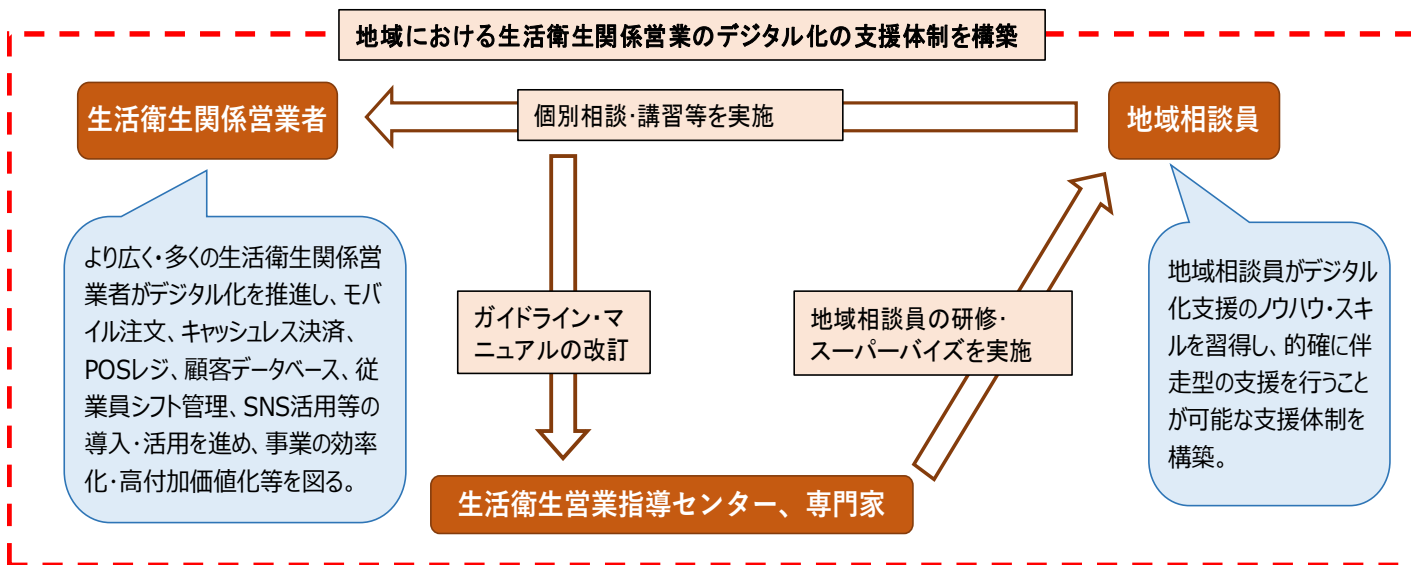
社会全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)が進められる中で、中小零細の多い生活衛生関係営業ではデジタル化が進んでおらず、生活衛生関係事業者において、モバイル注文、キャッシュレス決済、POSレジ、顧客データベース、従業員シフト管理、SNS活用等の導入・活用を進め、事業の効率化・高付加価値化等を図るため、「生活衛生関係営業のデジタル化推進・支援体制構築事業」を実施する。具体的には、

- ① 多くの生活衛生関係事業者が、デジタル化推進のガイドライン・マニュアルを活用して、これまでのモデル事業の具体的事例を参考にしながら、自らの店舗に合ったデジタル化に取り組み、事業の効率化・高付加価値化等を図ることができるよう、生活衛生関係事業者に対する個別相談・講習等を実施する。
- ② そのための地域相談員に対する研修・スーパーバイズを実施し、地域における生活衛生関係営業のデジタル化の支援体制を構築する。
- ③ さらに、①の個別相談等の事例を踏まえ、ガイドライン・マニュアルを改訂する。

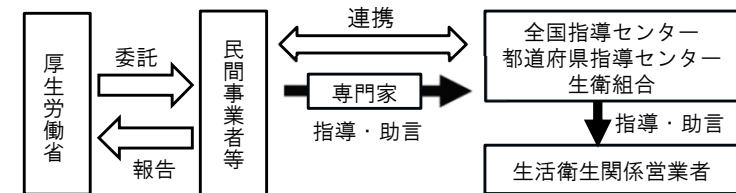
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
	○		

③ 施策の概要



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- ◆ (目) 生活衛生関係営業対策調査委託費  
委託先: 民間事業者等

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活衛生関係事業者のデジタル化を推進し、事業の効率化・高付加価値化等を推進することで、地域の活性化を図る。

# 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

(法人税)

## 1 大綱の概要

生活衛生同業組合等が共同利用施設を取得した場合の特別償却制度について、建物の取得価額要件を600万円以上（現行：400万円以上）に引き上げた上で、その適用期限を2年延長する。

## 2 制度の内容

<現行>

- 生活衛生同業組合（出資組合に限る）及び生活衛生同業小組合が策定した振興計画に基づき共同利用施設を取得した場合に特別償却ができる。
  - ・ 取得価額要件：取得価額400万円以上
  - ・ 対象資産：建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権、その他の資産
  - ・ 特別償却率：取得価額の6%

<改正>

- 建物の取得価額要件について、600万円以上に引き上げる。

対象資産	取得価額要件 (現行)	取得価額要件 (改正)
建物	400万円以上	<b>600万円以上</b>
構築物		400万円以上
機械及び装置		400万円以上
船舶		400万円以上
車両及び運搬具		400万円以上
工具、器具及び備品		400万円以上
鉱業権		400万円以上
その他の資産		400万円以上

<主な対象設備（例）>

- ・ 組合会館
- ・ 共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム
- ・ クリーニングの共同工場
- ・ 共同調理施設
- ・ 共同配送車両、共同倉庫、共同冷凍・冷蔵設備 等



(組合会館)



(美容等共同研修施設)



(クリーニング共同工場)



(共同配送車両)



# 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長

（所得税、法人税、法人住民税、事業税）（経産省、農水省、国交省、総務省と共同要望）

## 1 大綱の概要

中小企業者等が機械装置、ソフトウェア等を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する等、対象資産の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

## 2 制度の内容

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。

※ 税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

※ 赤字は令和5年度改正による変更点

対象者	・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主		
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く		
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】		
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】		
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く		
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）		
	・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）		
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却	又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却	

※ ①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④その管理のおおむね全部を他の者に委託する機械装置で、コインランドリー業（その中小企業者等の主要な事業であるものを除く。）の用に供するものは対象外

※ 総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要



# 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長

（所得税、法人税、法人住民税、事業税）（経産省、農水省、国交省、総務省と共同要望）

## 1 大綱の概要

中小企業者等が経営力向上計画に基づき機械装置、ソフトウェア、器具備品等を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、コインランドリー業等（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、その適用期限を2年延長する。

## 2 制度の内容

中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。

※ 資本金3,000万円超の場合は7%

※ 赤字は令和5年度改正による変更点

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄 宿舎等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しません。  ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産 でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以 上の投資計画に係る設備	経済 産業局	工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御 化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資 産回転率が一定割合以上の 投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上）	
			ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収 集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※ 3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

※ 4 その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供するものを除きます。

# 生活衛生同業組合活動推進月間について

## 1.趣旨

生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の維持・向上においても重要な社会的な基盤であり、生活衛生関係営業における衛生確保を効果的に進めていくためには、行政と生衛組合の活動の連携が不可欠。

しかしながら、生衛法の制定後60年が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることも否めない状況にある。

このため、「生活衛生同業組合活動推進月間」(以下「月間」という。)を定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、新規業者等の組合加入の促進のための生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開するもの。

これによって、生衛組合の活動の意義や地域で果たしている役割を再確認し、組合活動の基盤強化及び組合のネットワークの拡充を図るものとする。

## 2.活動推進月間

毎年11月1日から11月30日までの1か月間

## 3.主催

(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合

## 4.後援

厚生労働省、(株)日本政策金融公庫

## 5.重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生活衛生同業組合に関する周知広報の推進
- ③ 生活衛生同業組合を中心としたネットワークの拡充
- ④ 後継者・若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化
- ⑤ 営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進



# 生活衛生同業組合活動推進月間の実施等について (厚生労働省から都道府県・保健所設置市・特別区に協力依頼)

業生衛発 0719 第 3 号  
令和 4 年 7 月 1 9 日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

## 生活衛生同業組合活動推進月間の実施等について(協力依頼)

生活衛生同業組合(以下「生衛組合」という。)は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下「生衛法」という。)に基づき生活衛生関係営業の業種ごとに設立された、衛生水準の向上等を使命とする同業者の組織であり、そのネットワークは衛生行政の推進のための重要な社会基盤となっています。

生衛法の制定後 60 年が経過し、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するといった、生衛法及び生衛組合の役割を再認識し、行政と生衛組合が連携し、より一層の取組を行っていく必要があると考えます。

これまで、生衛組合については、「新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」(平成 23 年 7 月 26 日健衛発 0726 第 1 号)、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく生活衛生同業組合の活用と理容師法等の衛生関係法令に基づく立入検査等の適切な実施について」(平成 24 年 7 月 31 日健衛発 0731 第 1 号)、「生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進について」(平成 25 年 7 月 31 日健衛発 0731 第 1 号)等において、生衛組合の活動に関してご協力をお願いしてきたところです。さらに平成 26 年度より、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会(以下「全国生衛中央会」という。)において、毎年 11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」(以下「月間」という。)と定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開しており、本月間の実施についての協力をお願いしているところです。

現在、全国生衛中央会においては、今年度の月間の実施に向けて、引き続き、

①衛生基準の遵守に向けた生衛業者による自主点検活動等の衛生活動の推進、②生衛組合に関する広報・啓発活動の推進、③生衛組合を中心としたネットワークの拡充、④若手・後継者等の人材育成及び若手による組合活動の活性化、⑤営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進の 5 項目を重点活動項目とした取組を予定していますが、これらの取組は衛生行政の推進にも資するものと考え、厚生労働省としても、後援等の協力を予定しているところです。

つきましては、行政、関係機関及び関係団体等の連携・協力のもとに、月間の活動の推進が図られるよう、各都道府県等におかれても、今後、生衛組合及び都道府県生活衛生営業指導センターが実施する月間関連事業について格別の支援等のご協力方よろしくお願いします。

また、これまでも通知等で繰り返しお願いしているところですが、各都道府県等におかれましては、貴管下の保健所等の機関も含め、改めて、衛生確保等に関する生衛組合の役割・意義、活動等に関してご理解、ご確認をいただき、生衛組合の機能強化や組織の活性化を図るため、別添においてお示しました取組事例も参考にいただきながら、引き続き、営業許可申請等各種申請や届出、研修会等の様々な機会を捉え、新規営業者をはじめとする管下の生衛組合未加入の事業者に対し、生衛組合に関する情報提供等を積極的に行うとともに、衛生情報の周知等に関する生衛組合の活用や災害時等に備えた生衛組合との協力・応援協定の締結をはじめとする連携協力の推進に関して、特段のご配慮をお願いします。



# 標準営業約款制度について



全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができる。

安全・安心を約束  
する3つのS

安全  
Safety

清潔  
Sanitation

安心  
Standard

Sマーク



## 1 目的

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものである。

## 2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

○クリーニング業(昭和58年3月26日認可)	1,568店舗(クリーニング所1,465店舗・取次店103店舗)		
○理容業(昭和59年10月18日認可)	19,820店舗	○美容業(昭和59年10月18日認可)	9,928店舗
○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可)	288店舗	○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可)	225店舗

(注)現在、5業種で設定。店舗数は、令和3年3月末現在。

## 3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

## 4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっている。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。  
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

## 5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率が適用される。

## 振興指針・振興計画について（第38回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会資料（R4.1.28）より）

### 振興指針について

#### 1. 振興指針の作成（法第五十六条の二第一項、第三項）

厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができる。  
振興指針は、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資するものでなければならない。

#### 2. 振興指針にて定める事項（法第五十六条の二第二項）

- (1) 目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
- (2) 施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技能の改善向上、取引関係の改善その他の振興の目標の達成に必要な事項
- (3) 従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し配慮すべき事項

#### 3. 審議会への諮問（法第五十八条第二項）

厚生労働大臣は、振興指針の設定をしようとするときは、厚生科学審議会に諮問しなければならない。

### 振興計画について

#### 1. 振興計画の作成（法第五十六条の三第一項、施行令第九条第一項）

組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業（以下「振興事業」という。）に関する計画（以下「振興計画」という。）作成し、振興指針に適合しているかなどについて都道府県知事の認定を受けることができる。

#### 2. 振興計画の記載事項（法第五十六条の三第二項）

- (1) 振興事業の目標
- (2) 振興事業の内容及び実施時期
- (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

#### 3. 実施状況の報告（法第五十六条の三第四項）

振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

#### 【振興計画認定状況】

※ 令和3年3月時点

業種	認定件数	業種	認定件数
飲食店営業(すし店)	39	氷雪販売業	5
飲食店営業(めん類)	23	理容業	47
飲食店営業(中華)	22	美容業	47
飲食店営業(社交)	36	興業場営業	29
飲食店営業(料理)	28	旅館業	47
飲食店営業(一般飲食)	36	簡易宿舎	3
喫茶店営業	24	一般公衆浴場業	25
食鳥肉販売業	15	クリーニング業	47
食肉販売業	44	合計	520

#### 【振興計画策定による資金面での優遇など】

##### 1. 資金の確保について（法第五十六条の四）

日本政策金融公庫において、営業の振興のために必要な資金として、振興計画認定組合の組合員を対象とする設備資金及び運転資金を通常より低減された利率にて貸付を実施している。

##### 2. 減価償却の特例（法第五十六条の五）

振興計画の認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

生活衛生関係事業者への支援に関する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）の活用について

令和4年9月9日の「第4回物価・賃金・生活総合対策本部」において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）が創設されることとされ、『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について』（令和4年9月9日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）（別添1）が発出されました。

同事務連絡において、本交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用することとされており、推奨事業メニューが提示されたところです。

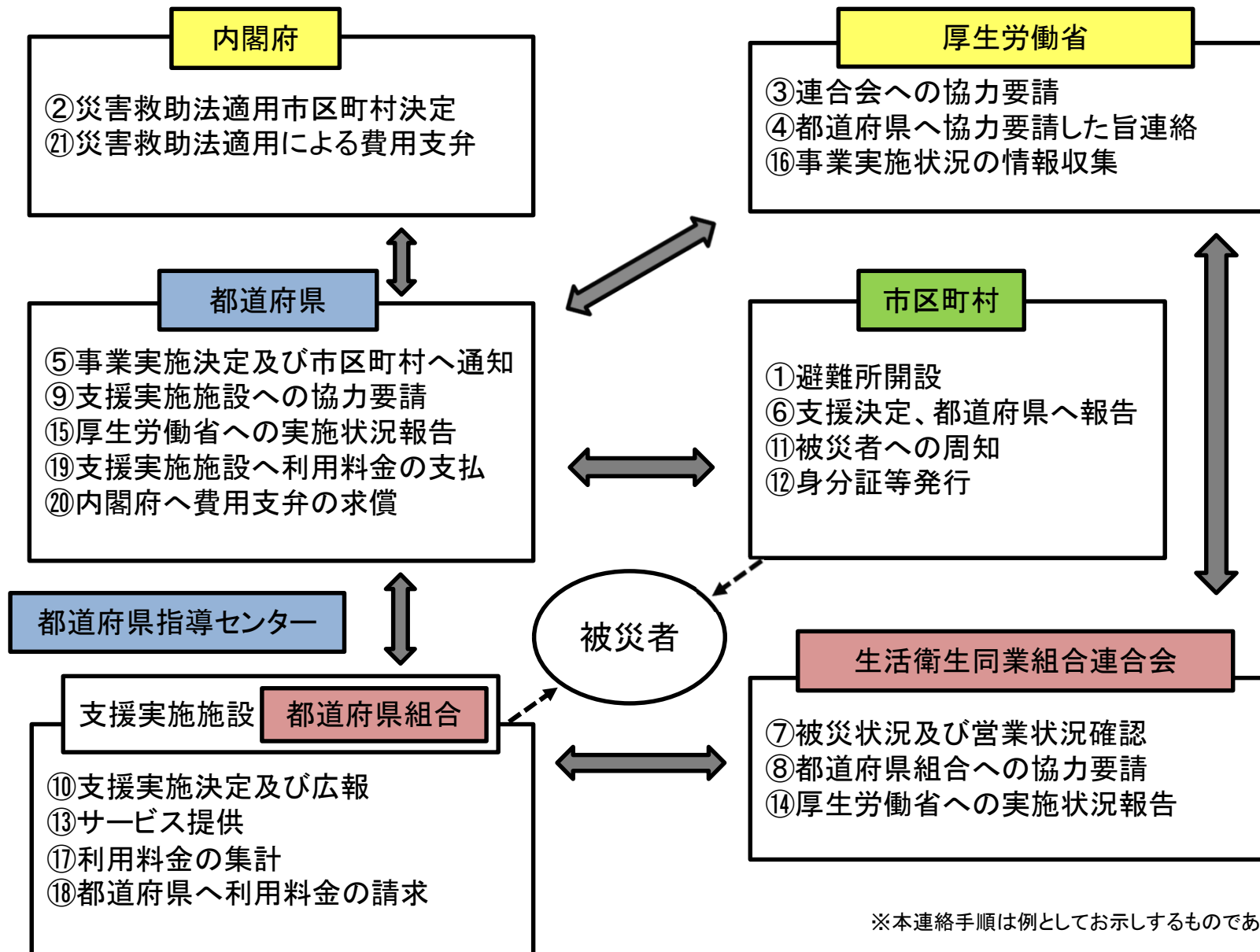
公衆浴場業、クリーニング業、飲食業、理容業、美容業、旅館業等の生活衛生関係事業者（※）については、大半が経営基盤の脆弱な中小零細事業者であり、新型コロナウイルス感染症の影響が回復しきらない中、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受け、生活衛生関係事業者の経営状況は厳しいものと考えられます。

※ 生活衛生関係事業者は、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業等

各都道府県等におかれては、すでに一部の地方公共団体で実施されている活用事例（別添2）も参考にして、生活衛生関係事業者への支援のため、本交付金を積極的にご活用いただきますようご検討をお願いいたします。

なお、本交付金の推奨事業メニューにおいて、「③消費下支え等を通じた生活者支援」、「⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」、「⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援」、「⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援」等が掲げられています。

# 災害発生時における支援連絡体制例について



※本連絡手順は例としてお示しするものである。

各都道府県知事 殿  
(契約担当課、市町村担当課扱い)

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の  
改正について (通知)

令和元年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)が改正され、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。」と規定されたこと等を受け、今般、別添1のとおり「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を改正いたしました。

つきましては下記にご留意の上、貴都道府県におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本改正ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、引き続き適切に対応されるようお願いいたします。

また、貴管下の市区町村に対する本改正ガイドラインの周知徹底につきましても、併せてお願いいたします。

## 記

### 1 参考資料について

本ガイドラインの参考資料については脚注に示したとおりであるが、特に「建築保全業務労務単価」は、毎年作成・公表されていることから、最新の情報に基づき、予定価格を設定いただきたいこと。

### 2 総合評価落札方式を採用する場合の留意点について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定によること。

### 3 国等が実施する講習会等について

今後、厚生労働省では、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会との共催により、本改



正ガイドラインに係る講習会を開催することとしており、ビルメンテナンス業務の発注関係事務に携わる方について、本講習会の積極的な受講をお願いしたいこと。

#### 4 その他

- (1) 厚生労働省ホームページに、本改正ガイドラインに関する情報を今後掲載する予定であるので、ご活用いただきたいこと。
- (2) ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務に関する調査について、実施時期、調査項目等については、改めてご連絡する予定であること。

#### (添付資料)

別添 1 : ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン  
(改正後)

別添 2 : ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン  
(新旧対照表)

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン

平成27年6月10日

改正 令和3年1月18日

## 1 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)が改正され、その基本理念の一つとして、第3条第6項において「公共工事の品質は完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げられたこと等を踏まえ、平成27年6月に、ビルメンテナンス業務固有の事項についてとりまとめたものである。

令和元年6月に品確法が改正され、第7条第5項において、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。」と規定された。

さらに、令和2年1月に改正された「発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議。以下「運用指針」という。)においても、各発注者に共通する重要課題であるダンピング受注(その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。)の防止や中長期的な担い手の育成及び確保等に加えて、「工事の目的物(橋梁、トンネル、河川堤防、公共建築物、港湾施設等(既に完成しているものを含む。))をいう。以下同じ。)を管理する者は、その品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施し、その際3次元データ等、ICTの活用にも努めるとともに、工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階において、発注関係事務を適切に実施するよう努める。」とされた。

このように、工事の目的物について、発注者又は管理者としての国、特殊法人等及び地方公共団体における維持管理の適切な実施に関する内容の充実が図られたことから、本ガイドラインを見直した。

なお、国は、各発注者(ビルメンテナンス業務(主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理(清掃、害虫防除など)その他の維持管理に関する業務(これに付随する業務を含む。以下「業務」という。))を発注する国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の「特殊法人等」をいう。以下同じ。)及び地方公共団体をいう。)に対し、本ガイドラインの内容の周知徹底を図るとともに、本ガイドラインに基づき、ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務が適切に実施されているかについて、各発注者の事務負担に配慮しつつ、定期的に調べ、結果を取りまとめて公表する。また、本ガイドラインについては、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 2 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、(1)維持管理計画策定、(2)業務発注準備、(3)入札契約、(4)業務実施、(5)業務完了後の各段階で、以下の事項に留意し、業務に係る発注関係事務を適切に実施する。

#### (1)維持管理計画策定段階

(維持管理計画の策定)

当該施設に係る個別施設計画(「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)に定める「個別施設計画」をいう。)などにおいて、施設の点検・保守その他の中長期の維持管理について、実施内容、実施時期、概算額等に係る計画(以下「維持管理計画」という。)を適切に策定するよう努める。<sup>1</sup>

(維持管理台帳の整備)

維持管理の対象となる各種の建築部位、建築設備、管理項目等を整理し、建築物等の概要、点検及び確認の結果、修繕履歴など維持管理の履歴を内容とする台帳(以下「維持管理台帳」という。)を適切に整備するよう努める。<sup>1,2</sup>

#### (2)業務発注準備段階

(業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

業務発注に当たっては、運用指針の趣旨及び本ガイドラインを踏まえ、建築物等の使用状況、地域の実情、業務内容等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。ビルメンテナンス業務において考えられる主な入札契約方式とそれぞれに相応しい業務の性格等は以下のとおりである。

##### ・価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績(以下「業務実績」という。)等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務

##### ・総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務

(現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成)

個別施設の維持管理計画、建築物固有の条件に依存する業務項目、業務数量、作業条件等を踏まえ、適切に仕様書等(仕様書、図面、維持管理台帳、作業指示書その他の附属書類を含む。以下同じ。)を作成し、積算内容との整合を図る。<sup>3</sup>

なお、仕様書等の作成に当たっては、業務に必要な全ての事項を確実に盛り込むよう、十分に留意する。

1 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

2 保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

3 建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

### (適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、業務の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、業務を実施する者が確保することができるよう、適切に作成された仕様書等に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法(大正11年法律第70号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、現場の実態に即した業務実施条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用するとともに、各種制度改正(特に、被用者保険の適用拡大(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)による被用者保険(健康保険及び厚生年金保険)の適用範囲に係る見直しをいう。以下同じ。))に伴う事業主の保険料負担の変化について、できる限り実態を把握する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価等を適切に反映する。<sup>4</sup> 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、最新の業務実態や最低賃金額の上昇額等の地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。<sup>5</sup> さらに、年度途中の最低賃金額の改定を見込んだ予算を確保することも検討する。

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、各種制度改正(特に被用者保険の適用拡大)を加味した上での必要な法定福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

### (適切な発注時期の設定等)

人員及び資材の確保、施設の状況把握、従事者の教育等の業務開始に必要な準備期間を確保できるよう適切な発注時期を設定する。

また、災害発生時に、例えば、避難所になるような施設において、応急的な消毒・清掃業務などの迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の業務実施体制を有するビルメンテナンス業者等と災害協定を締結するなどにより、ビルメンテナンス業者等を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

## (3) 入札契約段階

### (適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

#### <適切な競争参加資格の設定>

4 建築保全業務労務単価(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

5 建築保全業務積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

また、法令に違反して社会保険等(健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。以下同じ。)に加入していないビルメンテナンス業者を業務の受託業者から排除するため、必要事項を競争参加資格として明記し、証明書類を提出させることにより確認する等の措置を講ずることを検討する。

#### <個別業務に際しての競争参加者の審査等>

業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定について検討する。その際、必要に応じて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)第12条の2に基づく都道府県知事の登録を受けていること、一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークや環境省が設けるエコチューニング事業者認定の有無などを考慮することも考えられる。

業務実績を競争参加資格に設定する場合には、業務の技術特性、地域の特性、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、業務実施能力のないビルメンテナンス業者を排除するなど適切な審査に努める。なお、業務実績の確認に当たっては、同一の発注者において過去の類似業務の実績がある場合には、後述の業務完了後の評価結果を指標とするなどの方法も考えられる。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業その他業務に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

#### (業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

業務の性格等から見て、より適切に入札手続を実施できると認められる場合には、総合評価落札方式において競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めることも考えられる。この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものであることが求められるものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な業務においては、技術審査において審査する業務実施計画の作業工程管理や業務実施上配慮すべき事項、品質管理方法(公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が設ける建築物清掃管理評価資格者を配置する等)等についての工夫を技術提案として求めることも考えられる。

#### (競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等)

総合評価落札方式における業務実施能力の評価に当たっては、業務の性格に応じ、競争参加者や当該業務に配置が予定される技術者の業務実績や業務遂行能力、当該業者の業務履行状況に対する検査の体制(以下「履行評価能力」という。)などを適切に評価項目に設定するよう努める。その際、業務遂行能力については、作業監督者、従事者研修指導者及び従事者が建築物衛生法や医療法(昭和23年法律第205号。病院清掃業務の場合に限る。)など関係法令等に定める研修・講習の修了者であること、履行評価能力については、建築物における維持

管理マニュアル(平成20年1月25日付け健衛発第0125001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)第5章2に示される「清掃の点検のポイント」に係る履行評価能力の有無等を評価項目とすることも考えられる。さらに、必要に応じて災害時における業務実施体制や活動実績の評価、近隣地域での業務実績などの企業の地域の精通度を評価項目に設定することも考えられる。

加えて、実務経験の少ない若年労働者や女性等の登用制度を設けている場合は、業務実績に加えて業務実施計画を評価するほか、作業責任者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。

総合評価落札方式の実施方針や複数の業務に共通する評価方法の決定のほか、個別業務の評価方法や落札者の決定については、業務の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴くことも考えられる。地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項等に定める手続により行う。

また、業務の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の業務実施体制の確保状況を確認するために仕様書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式の実施を考慮する。

#### <ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表>

低入札による受注は、業務の手抜き、労働条件の悪化、安全衛生対策の不徹底等につながる懸念される。

ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、業務の発注に係る契約のうち請負契約に該当するものについては、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力による、より低い価格での落札の促進と業務の品質の確保の徹底の観点から、必要に応じ、落札率(予定価格に対する契約価格の割合をいう。)と後述する業務完了後の評価結果との関係も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直すことも考えられる。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、ビルメンテナンス業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が、くじ引きの結果により受注するなど、ビルメンテナンス業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じるものとする。

る。

また、業務の入札に係る申込みの際、入札参加者に対して入札金額の内訳書の提出を求める場合には、書類に不備(例えば内訳書の提出者名の誤記、入札件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)があるものについては、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)による最低賃金に係る制度(最低賃金額の改定時期、地域における最低賃金額の上昇額、最低賃金額の計算方法等)及び社会保険等に係る制度(各種制度改正(特に被用者保険の適用拡大)の内容を含む。)について十分周知することとする。

さらに、年度途中での最低賃金額の改定に備えて、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れること等を検討する。

#### (入札不調・不落時の見積りの活用等)

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の業務の実施実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・仕様書等に基づく労務量、業務実施条件等が業務の実施実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約(いわゆる不落随契)の活用も検討する。

#### (公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。



談合や贈収賄といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における受託者の賠償金支払い義務を契約締結時に併せて特約すること(違約金特約条項)等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

#### (4)業務実施段階

##### (業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の変更を適切に行う。

また、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。

##### (業務履行中の実施状況の確認等)

業務期間中においては、その品質が確保されるよう、作業計画書や作業マニュアル、業務実施体制図、緊急連絡体制、自主的な検査に係る計画、業務履行報告書(日報や月報)など、必要に応じて確認する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な業務実施がなされるよう、通常より業務実施状況の確認等の頻度を増やすこと、業務を履行する受注者又は当該業務に配置された技術者の業務実績や業務遂行能力、履行評価能力などが、入札手続において評価項目に設定されたものより下回っていないかを確認すること等の対策を実施するよう努める。

また、受注者から履行状況の定期的な報告を受けるとともに、業務履行の節目において、必要な確認(以下「業務実施中の履行確認」という。)を適切に実施するよう努める。業務実施中の履行確認については、業務の実施状況について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、後述の業務完了後の評価に反映させるよう努める。

加えて、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金の確保等、適正な労働環境の確保を促進することが規定された趣旨を踏まえ、発注者は業務に従事する者への賃金の支払い等に関し、その実態を把握するよう努める。

##### (維持管理に関する情報共有)

業務開始に際して、施設概要、使用条件、保全方法等に関する関連資料等を用い情報共有を図るよう努める。業務開始後も必要に応じて業務に関する情報等の伝達・共有化に努める。

#### (5)業務完了後

(業務完了後の適切な履行検査・評価等)

契約期間が満了し、業務が完了する際には、契約書等に定めるところにより検査(以下「業務完了後の履行検査」という。)を行うとともに業務完了後の評価を行うよう努める。

業務完了後の履行検査については、業務について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに評価結果に反映させるよう努める。

各発注者は、この評価を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定するよう努める。また、各発注者は評価結果に関する資料のデータベースを整備することを検討する。

(施設機能に関する現況確認)

業務実施中の履行確認及び業務完了後の履行検査を踏まえ、施設の現況について確認するとともに、事業者が変更された場合も円滑に業務が引き継がれるよう、次年度以降の業務発注に変更を及ぼす事項を把握するよう努める。

### 3 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国等の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国等は、講習会や研修の機会を捉えて、各発注者間の連携に資するよう、情報交換等が積極的に行える環境作りに配慮する。

## 「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」新旧対照表

(改正箇所は傍線部分)

改正	改正前
<p>1 本ガイドラインの<u>位置付け</u></p> <p><u>本ガイドラインは、平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)</u>が改正され、その基本理念の一つとして、第3条第6項において「公共工事の品質は完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げられたこと等を踏まえ、平成27年6月に、ビルメンテナンス業務固有の事項についてとりまとめたものである。</p> <p><u>令和元年6月に品確法が改正され、第7条第5項において、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。」と規定された。</u></p> <p><u>さらに、令和2年1月に改正された「発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議。以下「運用指針」という。)</u>においても、各発注者に共通する重要課題であるダンピング受注(その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。)の防止や中長期的な担い手の育成及び確保等に加えて、「工事の目的物(橋梁、トンネル、河川堤防、公共建築物、港湾施設等(既に完成しているものを含む。))をいう。以下同じ。)を管理する者は、その品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施し、その際3次元データ等、ICT の活用に努めるとともに、工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階において、発注関係事務を適切</p>	<p>1 本ガイドライン<u>作成の趣旨</u></p> <p><u>国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、国及び地方公共団体が所有する建築物(以下「公共建築物」という。)</u>における適切な維持管理が課題となっており、また、<u>昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)</u>では、その基本理念の一つとして、第3条第6項において「公共工事の品質は完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げるなど、<u>公共建築物はその新たな建設のみならず、建設後の維持管理の重要性が増している。</u></p> <p><u>さらに、地球温暖化対策、特に東日本大震災以降、全国的に取り組みされた節電対策を契機とした、建築物における既存設備の適切な運用による建築物の省エネ促進等、建築物の維持管理に係る新たな取組についても注目されているところである。</u></p> <p><u>公共建築物の維持管理を継続的に適切に行うためには、日常の建築物の維持管理業務を担うビルメンテナンス業について、ダンピング受注の排除、担い手の中長期的な育成・確保の促進を通じて健全な育成を図っていくことが不可欠である。</u></p> <p><u>今般、上記のとおり品確法が改正され、発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会</u></p>

に実施するよう努める。」とされた。

このように、工事の目的物について、発注者又は管理者としての国、特殊法人等及び地方公共団体における維持管理の適切な実施に関する内容の充実が図られたことから、本ガイドラインを見直した。

なお、国は、各発注者(ビルメンテナンス業務(主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理(清掃、害虫防除など)その他の維持管理に関する業務(これに付随する業務を含む。以下「業務」という。))を発注する国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の「特殊法人等」をいう。以下同じ。)及び地方公共団体をいう。)に対し、本ガイドラインの内容の周知徹底を図るとともに、本ガイドラインに基づき、ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務が適切に実施されているかについて、各発注者の事務負担に配慮しつつ、定期的に調べ、結果を取りまとめて公表する。また、本ガイドラインについては、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 2 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、(1)維持管理計画策定、(2)業務発注準備、(3)入札契約、(4)業務実施、(5)業務完了後の各段階で、以下の事項に留意し、業務に係る発注関係事務を適切に実施する。

議。以下「運用指針」という。)が策定されたことを踏まえ、ビルメンテナンス業務固有の事項について本ガイドラインとしてとりまとめたものである。

## 2 発注関係事務の適切な実施

各発注者(ビルメンテナンス業務(主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理(清掃、害虫防除など)その他の維持管理に関する業務(これに付随する業務を含む。以下「業務」という。))を発注する国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の「特殊法人等」をいう。)及び地方公共団体をいう。)は、(1)維持管理計画策定(2)業務発注準備(3)入札契約(4)業務実施(5)業務完了後の各段階で、以下の事項に留意し、業務に係

## (1)維持管理計画策定段階

### (維持管理計画の策定)

当該施設に係る個別施設計画(「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)に定める「個別施設計画」をいう。)などにおいて、施設の点検・保守その他の中長期の維持管理について、実施内容、実施時期、概算額等に係る計画(以下「維持管理計画」という。)を適切に策定するよう努める。

### (維持管理台帳の整備)

維持管理の対象となる各種の建築部位、建築設備、管理項目等を整理し、建築物等の概要、点検及び確認の結果、修繕履歴など維持管理の履歴を内容とする台帳(以下「維持管理台帳」という。)を適切に整備するよう努める。

## (2)業務発注準備段階

### (業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

業務発注に当たっては、運用指針の趣旨及び本ガイドラインを踏まえ、建築物等の使用状況、地域の実情、業務内容等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。ビルメンテナンス業務において考えられる主な入札契約方式とそれぞれに相応しい業務の性格等は以下のとおりである。

#### ・価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績(以下「業務実績」という。)等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務

#### ・総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずるこ

る発注関係事務を適切に実施する。

## (1)維持管理計画策定段階

### (維持管理計画の策定)

当該施設に係る個別施設計画(「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)に定める「個別施設計画」をいう。)などにおいて、施設の点検・保守その他の中長期の維持管理について、実施内容、実施時期、概算額等に係る計画(以下「維持管理計画」という。)を適切に策定するよう努める。

### (維持管理台帳の整備)

維持管理の対象となる各種の建築部位、建築設備、管理項目等を整理し、建築物等の概要、点検及び確認の結果、修繕履歴など維持管理の履歴を内容とする台帳(以下「維持管理台帳」という。)を適切に整備するよう努める。

## (2)業務発注準備段階

### (業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

業務の発注に当たっては、運用指針の趣旨及び本ガイドラインを踏まえ、建築物等の使用状況、地域の実情、業務内容等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。ビルメンテナンス業務において考えられる主な入札契約方式とそれぞれに相応しい業務の性格等は以下のとおりである。

#### ・価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績(以下「業務実績」という。)等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務

#### ・総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずるこ

とが期待できる業務

(現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成)

個別施設の維持管理計画、建築物固有の条件に依存する業務項目、業務数量、作業条件等を踏まえ、適切に仕様書等(仕様書、図面、維持管理台帳、作業指示書その他の附属書類を含む。以下同じ。)を作成し、積算内容との整合を図る。

なお、仕様書等の作成に当たっては、業務に必要な全ての事項を確実に盛り込むよう、十分に留意する。

(適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、業務の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、業務を実施する者が確保することができるよう、適切に作成された仕様書等に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法(大正11年法律第70号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、現場の実態に即した業務実施条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用するとともに、各種制度改正(特に、被用者保険の適用拡大(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)による被用者保険(健康保険及び厚生年金保険)の適用範囲に係る見直しをいう。以下同じ。))に伴う事業主の保険料負担の変化について、できる限り実態を把握する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の

とが期待できる業務

(現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成)

個別施設の維持管理計画、建築物固有の条件に依存する業務項目、業務数量、作業条件等を踏まえ、適切に仕様書等(仕様書、図面、維持管理台帳、作業指示書その他の附属書類を含む。以下同じ。)を作成し、積算内容との整合を図る。

なお、仕様書等の作成に当たっては、業務に必要な全ての事項を確実に盛り込むよう、十分に留意する。

(適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、業務の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、業務を実施する者が確保することができるよう、適切に作成された仕様書等に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、現場の実態に即した業務実施条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の

労務単価等を適切に反映する。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、最新の業務実態や最低賃金額の上昇額等の地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。さらに、年度途中の最低賃金額の改定を見込んだ予算を確保することも検討する。

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、各種制度改正(特に被用者保険の適用拡大)を加味した上での必要な法定福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

#### (適切な発注時期の設定等)

人員及び資材の確保、施設の状況把握、従事者の教育等の業務開始に必要な準備期間を確保できるよう、適切な発注時期を設定する。

また、災害発生時に、例えば、避難所になるような施設において、応急的な消毒・清掃業務などの迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の業務実施体制を有するビルメンテナンス業者等と災害協定を締結するなどにより、ビルメンテナンス業者等を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

#### (3) 入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

<適切な競争参加資格の設定>

労務単価等を適切に反映する。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、最新の業務実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

#### (適切な発注時期の設定)

人員及び資材の確保、施設の状況把握、従事者の教育等の業務開始に必要な準備期間を確保できるよう適切な発注時期を設定する。

#### (3) 入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

<適切な競争参加資格の設定>



各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

また、法令に違反して社会保険等(健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。以下同じ。)に加入していないビルメンテナンス業者を業務の受託業者から排除するため、必要事項を競争参加資格として明記し、証明書類を提出させることにより確認する等の措置を講ずることを検討する。

#### <個別業務に際しての競争参加者の審査等>

業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定について検討する。その際、必要に応じて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)第12条の2に基づく都道府県知事の登録を受けていること、一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークや環境省が設けるエコチューニング事業者認定の有無などを考慮することも考えられる。

業務実績を競争参加資格に設定する場合には、業務の技術特性、地域の特性、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、業務実施能力のないビルメンテナンス業者を排除するなど適切な審査に努める。なお、業務実績の確認に当たっては、同一の発注者において過去の類似業務の実績がある場合には、後述の業務完了後の評価結果を指標とするなどの方法も考えられる。

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

また、法令に違反して社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。)に加入していないビルメンテナンス業者を業務の受託業者から排除するため、必要事項を競争参加資格として明記し、証明書類を提出させることにより確認する等の措置を講ずることを検討する。

#### <個別業務に際しての競争参加者の審査等>

業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定について検討する。その際、必要に応じて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)第12条の2に基づく都道府県知事の登録を受けていること、一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークの有無などを考慮することも考えられる。

業務実績を競争参加資格に設定する場合には、業務の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、業務実施能力のないビルメンテナンス業者を排除するなど適切な審査に努める。なお、業務実績の確認に当たっては、同一の発注者において過去の類似業務の実績がある場合には、後述の業務完了後の評価結果を指標とするなどの方法も考えられる。

※下記の記載は「(2)業務発注準備段階」の項目に移動

災害発生時に、例えば、避難所になるような施設において、応急的な消毒・清掃業務などの迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の業務実施体制を有するビルメンテナンス業者等と災害協定を締結するなどにより、ビルメンテナンス業者を迅速に選

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業その他業務に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

(業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

業務の性格等から見て、より適切に入札手続を実施できると認められる場合には、総合評価落札方式において競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めることも考えられる。

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものであることが求められるものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な業務においては、技術審査において審査する業務実施計画の作業工程管理や業務実施上配慮すべき事項、品質管理方法(公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が設ける建築物清掃管理評価資格者を配置する等)等についての工夫を技術提案として求めることも考えられる。

(競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等)

総合評価落札方式における業務実施能力の評価に当たっては、業務の性格に応じ、競争参加者や当該業務に配置が予定される技術者の業務実績や業務遂行能力、当該業者の業務履行状況に対する検査の体制(以下「履行評価能力」という。)などを適切に評価項目に設定するよう努める。その際、業務遂行能力については、作業監督者、従事者研修指導者及び従事者が建築物衛生法や医療法(昭和23年法律第205号。病院清掃業務の場合に限る。)など関係法令等に定める研修・講習の修了者であること、履行評価能力については、建築物における維持管理マニュアル(平成20年1月25

定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業その他業務に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

〔※<ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表>は下欄に移動。〕

(業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

業務の性格等から見て、より適切に入札手続を実施できると認められる場合には、総合評価落札方式において競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めることも考えられる。

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものであることが求められるものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な業務においては、技術審査において審査する業務実施計画の作業工程管理や業務実施上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として求めることも考えられる。

(競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等)

総合評価落札方式における業務実施能力の評価に当たっては、業務の性格に応じ、競争参加者や当該業務に配置が予定される技術者の業務実績や業務遂行能力、当該業者の業務履行状況に対する検査の体制(以下「履行評価能力」という。)などを適切に評価項目に設定するよう努める。その際、業務遂行能力については、作業監督者、従事者研修指導者及び従事者が建築物衛生法や医療法(昭和23年法律第205号。病院清掃業務の場合に限る。)など関係法令等に定める研修・講習の修了者であること、履行評価能力については、建築物における維持管理マニュアル(平成20年1月25

日付け健衛発第 0125001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知) 第5章2に示される「清掃の点検のポイント」に係る履行評価能力の有無等を評価項目とすることも考えられる。さらに、必要に応じて災害時における業務実施体制や活動実績の評価、近隣地域での業務実績などの企業の地域の精通度を評価項目に設定することも考えられる。

加えて、実務経験の少ない若年労働者や女性等の登用制度を設けている場合は、業務実績に加えて業務実施計画を評価するほか、作業責任者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。

総合評価落札方式の実施方針や複数の業務に共通する評価方法の決定のほか、個別業務の評価方法や落札者の決定については、業務の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴くことも考えられる。地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の2第4項等に定める手続により行う。

また、業務の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の業務実施体制の確保状況を確認するために仕様書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式の実施を考慮する。

<ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表>

低入札による受注は、業務の手抜き、労働条件の悪化、安全衛生対策の不徹底等につながる懸念される。

ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、業務の発注に係る契約のうち請負契約に該当するものについては、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹

日付け健衛発第 0125001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知) 第5章2に示される「清掃の点検のポイント」に係る履行評価能力の有無等を評価項目とすることも考えられる。さらに、必要に応じて災害時の業務実施体制の確保の状況や近隣地域での業務実績などの企業の地域の精通度を評価項目に設定することも考えられる。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若年労働者や女性等の登用も考慮して、業務実績の代わりに業務実施計画を評価するほか、担当技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。

総合評価落札方式の実施方針や複数の業務に共通する評価方法の決定のほか、個別業務の評価方法や落札者の決定については、業務の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴くことも考えられる。地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の2第3項等に定める手続により行う。

また、業務の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の業務実施体制の確保状況を確認するために仕様書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式の実施を考慮する。

<ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表>

ダンピング受注を防止するため、業務の発注に係る契約のうち請負契約に該当するものについては、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限

底する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力による、より低い価格での落札の促進と業務の品質の確保の徹底の観点から、必要に応じ、落札率(予定価格に対する契約価格の割合をいう。)と後述する業務完了後の評価結果との関係も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直すことも考えられる。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、ビルメンテナンス業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が、くじ引きの結果により受注するなど、ビルメンテナンス業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じるものとする。

また、業務の入札に係る申込みの際、入札参加者に対して入札金額の内訳書の提出を求める場合には、書類に不備(例えば内訳書の提出者名の誤記、入札件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)があるものについては、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法

価格制度を適切に活用する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と業務の品質の確保の徹底の観点から、必要に応じ、落札率(予定価格に対する契約価格の割合をいう。)と後述する業務完了後の評価結果との関係も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直すことも考えられる。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行ったビルメンテナンス業者が受注する事態が生じるなど、ビルメンテナンス業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、適切な積算を行わずに入札を行ったビルメンテナンス業者が、くじ引きの結果により受注するなど、ビルメンテナンス業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じるものとする。

また、業務の入札に係る申込みの際、入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出を求める場合には、書類に不備(例えば内訳書の提出者名の誤記、入札件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)があるものについては、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

(昭和 34 年法律第 137 号)による最低賃金に係る制度(最低賃金額の改定時期、地域における最低賃金額の上昇額、最低賃金額の計算方法等)及び社会保険等に係る制度(各種制度改正(特に被用者保険の適用拡大)の内容を含む。)について十分周知することとする。

さらに、年度途中での最低賃金額の改定に備えて、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れること等を検討する。

(入札不調・不落時の見積りの活用等)

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の業務の実施実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・仕様書等に基づく労務量、業務実施条件等が業務の実施実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 99 条の 2 又は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約(いわゆる不落随契)の活用も検討する。

(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)による最低賃金に係る制度(最低賃金額の改定等)について十分周知することとする。

(入札不調・不落時の見積りの活用等)

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の業務の実施実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・仕様書等に基づく労務量、業務実施条件等が業務の実施実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 99 条の 2 又は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約(いわゆる不落随契)の活用も検討する。

(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における受託者の賠償金支払い義務を契約締結時に併せて特約すること(違約金特約条項)等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

#### (4)業務実施段階

(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務

入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における受託者の賠償金支払い義務を契約締結時に併せて特約すること(違約金特約条項)等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

#### (4)業務実施段階

(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務

履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の変更を適切に行う。

また、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。

(業務履行中の実施状況の確認等)

業務期間中においては、その品質が確保されるよう、作業計画書や作業マニュアル、業務実施体制図、緊急連絡体制、自主的な検査に係る計画、業務履行報告書(日報や月報)など、必要に応じて確認する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な業務実施がなされるよう、通常より業務実施状況の確認等の頻度を増やすこと、業務を履行する受注者又は当該業務に配置された技術者の業務実績や業務遂行能力、履行評価能力などが、入札手続において評価項目に設定されたものより下回っていないかを確認すること等の対策を実施するよう努める。

また、受注者から履行状況の定期的な報告を受けるとともに、業務履行の節目において、必要な確認(以下「業務実施中の履行確認」という。)を適切に実施するよう努める。業務実施中の履行確認については、業務の実施状況について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、後述の業務完了後の評価に反映させるよう努める。

加えて、品確法において、公共工事等に從事する者の賃金の確保等、適正な労働環境の確保を促進することが規定された趣旨を踏まえ、発注者は

履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の適切な変更を行う。

また、最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討する。

(業務履行中の実施状況の確認等)

業務期間中においては、その品質が確保されるよう、作業計画書や作業マニュアル、業務実施体制図、緊急連絡体制、自主的な検査に係る計画、業務履行報告書(日報や月報)など、必要に応じて確認する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な業務実施がなされるよう、通常より業務実施状況の確認等の頻度を増やすこと、業務を履行する受注者又は当該業務に配置された技術者の業務実績や業務遂行能力、履行評価能力などが、入札手続において評価項目に設定されたものより下回っていないか否かを確認すること等の対策を実施するよう努める。

また、受注者から履行状況の定期的な報告を受けるとともに、業務履行の節目において、必要な確認(以下「業務実施中の履行確認」という。)を適切に実施するよう努める。業務実施中の履行確認については、業務の実施状況について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、後述の業務完了後の評価に反映させるよう努める。



業務に従事する者への賃金の支払い等に関し、その実態を把握するよう努める。

(維持管理に関する情報共有)

業務開始に際して、施設概要、使用条件、保全方法等に関する関連資料等を用い情報共有を図るよう努める。業務開始後も必要に応じて業務に関する情報等の伝達・共有化に努める。

(5)業務完了後

(業務完了後の適切な履行検査・評価等)

契約期間が満了し、業務が完了する際には、契約書等に定めるところにより検査(以下「業務完了後の履行検査」という。)を行うとともに業務完了後の評価を行うよう努める。

業務完了後の履行検査については、業務について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに評価結果に反映させるよう努める。

各発注者は、この評価を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定するよう努める。また、各発注者は評価結果に関する資料のデータベースを整備することを検討する。

(施設機能に関する現況確認)

業務実施中の履行確認及び業務完了後の履行検査を踏まえ、施設の現況について確認するとともに、事業者が変更された場合も円滑に業務が引き継がれるよう、次年度以降の業務発注に変更を及ぼす事項を把握するよう努める。

(維持管理に関する情報共有)

業務開始に際して、施設概要、使用条件、保全方法等に関する関連資料等を用い情報共有を図るよう努める。業務開始後も必要に応じて業務に関する情報等の伝達・共有化に努める。

(5)業務完了後

(業務完了後の適切な履行検査・評価等)

契約期間が満了し、業務が完了する際には、契約書等に定めるところにより検査(以下「業務完了後の履行検査」という。)を行うとともに業務完了後の評価を行うよう努める。

業務完了後の履行検査については、業務について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに評価結果に反映させるよう努める。

各発注者は、この評価を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定するよう努める。また、各発注者は評価結果に関する資料のデータベースを整備することを検討する。

(施設機能に関する現況確認)

業務実施中の履行確認及び業務完了後の履行検査を踏まえ、施設の現況について確認するとともに、事業者が変更された場合も円滑に業務が引き継がれるよう、次年度以降の業務発注に変更を及ぼす事項を把握するよう努める。

### 3 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国等の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国等は、講習会や研修の機会を捉えて、各発注者間の連携に資するよう、情報交換等が積極的に行える環境作りに配慮する。

### 3 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国等の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国等は、講習会や研修の機会を捉えて、各発注者間の連携に資するよう、情報交換等が積極的に行える環境作りに配慮する。

薬生衛発 1130 第1号  
令和4年 11月 30日

各都道府県契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）の最低賃金引上げ、  
エネルギー価格・物価高騰等に伴う契約金額の変更について（緊急依頼）

令和4年10月からの最低賃金の引上げにより、最低賃金は全国加重平均で961円となり、31円引き上げられました。また、本年10月の消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合が前年同月比で3.6%の上昇、エネルギーが前年同月比で15.2%の上昇となっています。今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等により、すでに締結されている契約金額では適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがあります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、都道府県や市町村等に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和3年1月18日生食発0118第4号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添）の趣旨を御理解いただき適切に御対応いただくようお願いしているところです。同ガイドラインの「2 発注関係事務の適切な実施」の「(4) 業務実施段階(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)」において、「最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。」こととしています。

各都道府県におかれては、今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等を受け、同ガイドラインを踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。また、特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断して積極的に対応するようお願いいたします。

併せて、貴管内の市町村に対して本通知を周知し、各市町村においても適切に対応していただくよう、特段の御配慮をお願いいたします。

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン(抄)

平成27年6月10日  
改正 令和3年1月18日

2 発注関係事務の適切な実施

(4) 業務実施段階

(業務履行条件等の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

(略)

また、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。

総行行第327号  
令和4年11月30日

各都道府県会計管理者  
各都道府県財政担当部長  
各都道府県契約担当部長  
各都道府県庁舎・公共施設担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各指定都市会計管理者  
各指定都市財政担当局長  
各指定都市契約担当局長  
各指定都市庁舎・公共施設担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴うビルメンテナ  
ンス業務に関する契約に係る契約金額の変更について（通知）

標記の件について、今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等を受け、別添のと  
おり、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長から当職あてに地方公共団体におけるビルメン  
テナンス業務に関する契約金額の変更について依頼がありました。

については、貴職においては、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイ  
ドライン」（令和3年1月18日生食発0118第4号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安  
全審議官通知）を十分に踏まえ、貴団体における庁舎等の管理業務に係る委託契約等を担当する  
庁舎等管理部局と、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、予算執行を総括する財政担  
当部局等の関係部局間において必要な連携を図り、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等  
の価格変動を注視し、年度途中に最低賃金の改定があった場合や、これらの状況を踏まえた受  
注者からの契約金額の見直しの申出があった場合においては、庁舎、公共施設等の管理に係る  
ビルメンテナンス業務に関する契約の履行確保を図る観点から、適切な価格により単価を見直  
すことにより契約金額を変更することについての検討をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知  
願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術  
的な助言であることを申し添えます。

( 別 添 )

薬生衛発 1130 第 2 号  
令和 4 年 11 月 30 日

総務省自治行政局行政課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）の最低賃金引上げ、  
エネルギー価格・物価高騰等に伴う契約金額の変更について（緊急依頼）

令和 4 年 10 月からの最低賃金の引上げにより、最低賃金は全国加重平均で 961 円となり、31 円引き上げられました。また、本年 10 月の消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合が前年同月比で 3.6%の上昇、エネルギーが前年同月比で 15.2%の上昇となっています。今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等により、すでに締結されている契約金額では適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがあります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、都道府県や市町村等に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和 3 年 1 月 18 日生食発 0118 第 4 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添）の趣旨を御理解いただき適切に御対応いただくようお願いしているところです。同ガイドラインの「2 発注関係事務の適切な実施」の「(4) 業務実施段階(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)」において、「最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中に最低賃金の改定があった場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。」こととしています。

このような中、都道府県や市町村において、今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等を受け、同ガイドラインを踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するとともに、特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断して積極的に対応するようお願いするため、各都道府県契約担当課長あてに別添の通知を発出しました。

別添の通知に基づく対応を適切に実施するためには、契約担当課のみならず、庁舎管理部局や財政担当部局も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

薬生衛発 1130 第 1 号  
令和 4 年 11 月 30 日

各都道府県契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）の最低賃金引上げ、  
エネルギー価格・物価高騰等に伴う契約金額の変更について（緊急依頼）

令和 4 年 10 月からの最低賃金の引上げにより、最低賃金は全国加重平均で 961 円となり、31 円引き上げられました。また、本年 10 月の消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合が前年同月比で 3.6%の上昇、エネルギーが前年同月比で 15.2%の上昇となっています。今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等により、すでに締結されている契約金額では適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがあります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、都道府県や市町村等に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和 3 年 1 月 18 日生食発 0118 第 4 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添）の趣旨を御理解いただき適切に御対応いただくようお願いしているところです。同ガイドラインの「2 発注関係事務の適切な実施」の「(4) 業務実施段階(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)」において、「最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中に最低賃金の改定があった場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。」こととしています。

各都道府県におかれては、今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等を受け、同ガイドラインを踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。また、特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断して積極的に対応するようお願いいたします。

併せて、貴管内の市町村に対して本通知を周知し、各市町村においても適切に対応していただくよう、特段の御配慮をお願いします。



ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン(抄)

平成27年6月10日  
改正 令和3年1月18日

2 発注関係事務の適切な実施

(4) 業務実施段階

(業務履行条件等の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

(略)

また、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。

薬生衛発 0214 第1号  
令和5年2月14日

各都道府県契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和5年度建築保全  
業務労務単価（見直し後）の活用等について（依頼）

令和5年度建築保全業務労務単価については、令和4年12月9日に国土交通省から公表されたところですが、昨今の賃金動向を適切に反映するため見直しが行われ、令和5年2月14日付けで見直し後の令和5年度建築保全業務労務単価が公表されました（別添1）。

ビルメンテナンス業務の公共調達に係る予定価格については、「ビルメンテナンス業務の公共調達における建築保全業務労務単価の活用等について（依頼）」（令和4年11月4日付け薬生衛発1104第2号）（別添2）により、最新の建築保全業務労務単価を活用するようお願いしておりますので、来年度の予定価格は、見直し後の令和5年度建築保全業務労務単価をご活用いただくようお願いいたします。

また、貴管内の市町村に対して本通知を周知し、各市町村においても、見直し後の令和5年度建築保全業務労務単価を活用するよう、特段の御配慮をお願いいたします。



### (3) 割増基礎単価率

割増基礎単価率は、日割基礎単価に乗じて割増基礎単価を算出するための率である。

なお、割増基礎単価は、正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の時間外単価や午後10時から午前5時までの時間帯に業務を行う場合の夜勤単価を算出するための基礎となる1時間当たりの単価である。

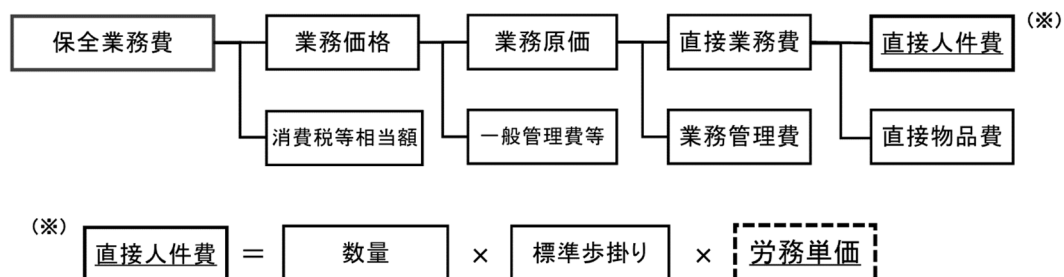
### (4) 宿直単価

宿直単価は、現場に宿直する場合の1回当たり定額単価である。

### (5) 留意事項

本単価は、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払賃金を拘束するものではない。

### (6) 保全業務費の構成



### (参考資料)

- 参考1：「建築保全業務積算基準」抜粋  
直接人件費：積算基準 第3章 第2節 3.2.2
- 参考2：「建築保全業務積算要領」抜粋  
日割基礎単価：積算要領 第2章 2.1.2(b)(1)  
割増基礎単価：積算要領 第2章 2.1.2(b)(2)  
宿直単価：積算要領 第2章 2.1.2(f)  
技術者区分：積算要領 第2章 表 2.1

## 令和5年度建築保全業務労務単価

- 1 本単価は、各省各庁の施設管理者が、建築保全業務共通仕様書を適用する業務に関し、建築保全業務積算基準及び積算要領により直接人件費を積算するための参考単価である。
- 2 日割基礎単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 3 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、業務管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。
- 4 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、業務管理費に含まれている。

### 1. 日割基礎単価

(単位:円/日)

地 区	保全技師・保全技術員等日割基礎単価						清掃員日割基礎単価			警備員日割基礎単価		
	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C
北海道	22,300	21,000	22,700	18,700	17,900	15,500	14,600	11,600	10,600	15,100	12,900	11,400
宮 城	22,200	21,000	22,600	18,600	17,900	15,500	14,000	11,200	10,300	14,700	12,600	11,100
東 京	26,200	24,700	26,600	21,900	21,000	18,200	18,200	14,500	13,300	17,900	15,300	13,500
新 潟	23,500	22,300	23,900	19,700	18,900	16,400	14,400	11,500	10,600	14,500	12,400	11,000
愛 知	25,900	24,500	26,300	21,700	20,800	18,000	15,900	12,700	11,600	16,500	14,000	12,400
大 阪	24,900	23,500	25,300	20,800	19,900	17,200	17,000	13,500	12,400	16,200	13,900	12,200
広 島	23,400	22,100	23,800	19,600	18,800	16,300	14,800	11,700	10,800	16,000	13,600	12,100
香 川	24,000	22,700	24,400	20,100	19,200	16,600	13,900	11,100	10,100	16,300	13,900	12,300
福 岡	22,000	20,800	22,400	18,400	17,700	15,300	14,500	11,600	10,600	13,800	11,900	10,500
沖 縄	20,300	19,200	20,700	16,900	16,300	14,100	13,900	11,100	10,200	12,500	10,600	9,400

### 2. 割増基礎単価率

地 区	割増基礎単価率											
	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C
全 国	9.6%	10.0%	9.6%	9.3%	9.9%	10.4%	10.2%	11.1%	11.2%	9.6%	9.5%	10.5%

### 3. 宿直単価

(単位:円/回)

地 区	宿直単価
全 国	4,300

### 第 3 章 保全業務費の積算

#### 第 1 節 積算の手順

##### 3.1.1 積算の方法

保全業務費は、次の手順で積算する。

- (1) (直接業務費) = (直接人件費) + (直接物品費)
- (2) (業務原価) = (直接業務費) + (業務管理費)
- (3) (業務価格) = (業務原価) + (一般管理費等)
- (4) (保全業務費) = (業務価格) + (消費税等相当額)

#### 第 2 節 費目別の積算方法

##### 3.2.1 一般事項

費目別の積算は、次の 3.2.2 「直接人件費」、3.2.3 「直接物品費」、3.2.4 「業務管理費」、3.2.5 「一般管理費等」及び 3.2.6 「消費税等相当額」に定めるところに従う。ただし、業務内容が通常と著しく異なる場合で、積算がこれらによりがたい場合は、当該業務の形態等に応じて適切に積算する。

##### 3.2.2 直接人件費

直接人件費は、業務に直接従事する技術者による当該業務の実施に必要な労務数量に、労務単価を乗じたものの総和とする。

$$(\text{直接人件費}) = \Sigma \{ (\text{労務数量}) \times (\text{労務単価}) \}$$

##### 3.2.3 直接物品費

直接物品費は、直接物品費を構成する各費用を積算する。これによりがたい場合は、建築物の属性、過去の実績等を考慮して直接人件費に対する比率（以下、「直接物品費率」という。）を定め、これを直接人件費に乗じて積算する。

$$(\text{直接物品費}) = \Sigma (\text{直接物品費を構成する費用}) \quad \text{又は} \quad = (\text{直接人件費}) \times (\text{直接物品費率})$$

##### 3.2.4 業務管理費

業務管理費は、業務管理を構成する各費用を積算する。これによりがたい場合は、建築物の属性、過去の実績等を考慮して直接業務費に対する比率（以下、「業務管理費率」という。）を定め、これを直接業務費に乗じて積算する。

$$(\text{業務管理費}) = \Sigma (\text{業務管理費を構成する費用}) \quad \text{又は} \quad = (\text{直接業務費}) \times (\text{業務管理費率})$$

(参考2:「建築保全業務積算基準」抜粋)

### 3.2.5 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費等を構成する各費用を積算する。これによりがたい場合は、保全業務を受注しようとする法人の形態、目的、規模、その他必要な事項を考慮して業務原価に対する比率（以下、「一般管理費等率」という。）を定め、これを業務原価に乗じて積算する。

(一般管理費等) =  $\Sigma$ (一般管理費等を構成する費用) 又は = (業務原価) × (一般管理費等率)

### 3.2.6 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて積算する。

(消費税等相当額) = (業務価格) × (税率)



## 第2章 保全業務費の算定

### 2.1.2 労務単価

(a) 歩掛りに乗じる労務単価は、表2.1の左欄に掲げる技術者区分に応じたものとする。

なお、第2編の標準歩掛りは、表2.1の左欄に示す技術者が当該業務を実施した場合に必要とする業務量を示したものであり、契約書等に特記のない限り、表2.1の左欄に示す技術者が当該業務を実施することを拘束するものではない。

(b) 労務単価は、業務に従事する時間帯に応じ、次のとおり区分する。ただし、業務の実施形態により、これらによりがたい場合は、別途必要な費用を積算する。

(1) 日割基礎単価： 正規の勤務時間内に業務を行う場合の1日(8時間)当たりの単価で、表2.1に定める各技術者等の年間当りの平均的な賃金(基本給、家族手当、住宅手当、通勤手当等の基準内手当及び賞与)を当該平均的な年間労働日数で除したものとす

る。

(2) 時間外単価： 正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の1時間当たりの単価で、日割基礎単価から賞与、通勤手当、家族手当、その他労働基準法施行規則第21条に定めるものを除いたものを1時間当たりの単価に換算したもの(以下「割増基礎単価」という。)に1.25以上の値(ただし、午後10時から午前5時までの時間帯に業務を行う場合は1.5以上の値)を乗じたものとする。

(3) 夜勤単価： 午後10時から午前5時までの時間帯に業務を行う場合((2)に該当する場合を除く)の1時間当たりの単価で、日割基礎単価を1時間当たりの単価に換算したものに、割増基礎単価に0.25以上の値を乗じたものを加えたものとする。

(c) 正規の勤務時間内に業務を行う場合における歩掛りに乗ずる労務単価は、日割基礎単価とする。

(d) 時間外手当は、(b)(2)に定める正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の当該業務の時間数に時間外単価を乗じたものとし、次により算定する。

$$(\text{時間外手当}) = (\text{時間外単価}) \times (\text{時間数})$$

(e) 夜勤手当は、(b)(3)に定める時間帯に業務を行う場合の当該業務の時間数に夜勤単価を乗じたものとし、次により算定する。

$$(\text{夜勤手当}) = (\text{夜勤単価}) \times (\text{時間数})$$

(f) 宿直手当は、宿直回数に宿直単価(現場に宿直する場合の当該宿直に対する定額単価で(b)(1)~(3)までに掲げる以外のもの)を乗じたものとし、次により算定する。

$$(\text{宿直手当}) = (\text{宿直単価}) \times (\text{回数})$$

## (参考2 2.「建築保全業務積算要領」抜粋)

表 2.1 技術者区分

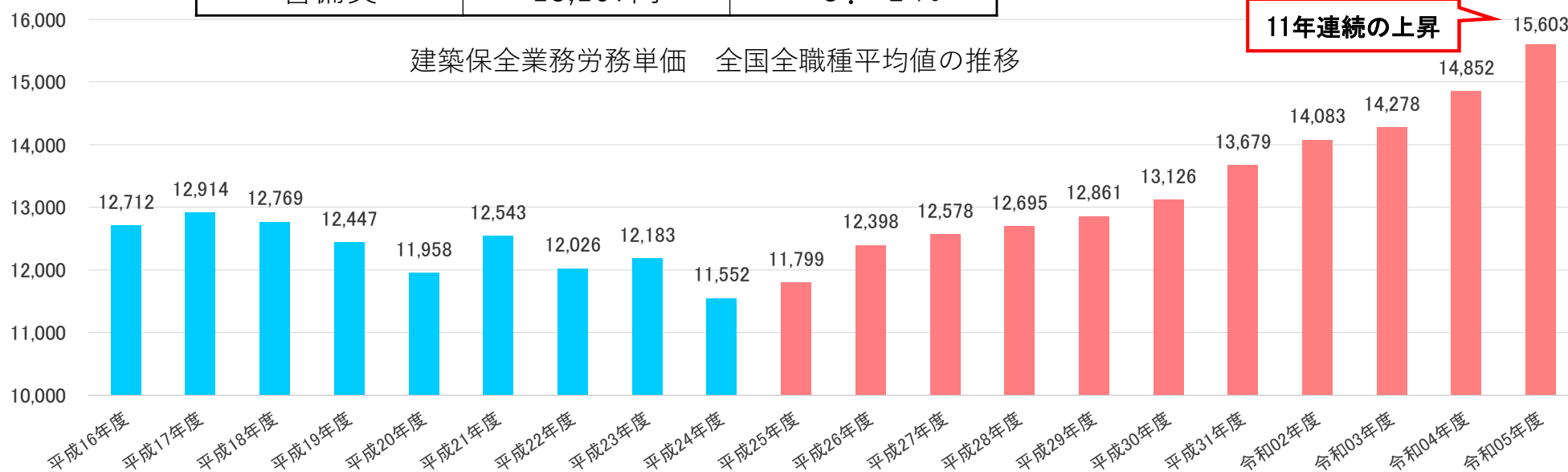
区分	技能・実務経験等
保全技師Ⅰ	受変電設備、自家発電設備又は昇降機（以下「受変電設備等」という。）の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者
保全技師Ⅱ	受変電設備等以外の設備の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者
保全技師Ⅲ	建築業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、一級建築士資格取得後実務経験3年以上若しくは二級建築士資格取得後実務経験5年以上程度の者又は建築系大学卒業後実務経験8年以上程度の者
保全技師補	(1) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験10年以上15年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者
保全技術員	(1) 設備の点検整備業務について、保全技師又は保全技師補の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験5年以上10年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験5年以上10年未満程度の者
保全技術員補	(1) 設備の点検整備業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験5年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験5年未満程度の者
清掃員A	1級ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し実務経験6年以上程度の者
清掃員B	2級ビルクリーニング技能士の資格を有する者、3級ビルクリーニング技能士の資格取得後実務経験2年以上程度の者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し実務経験3年以上6年未満程度の者
清掃員C	清掃業務について、清掃員A又は清掃員Bの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者
警備員A	施設警備1級の検定資格を有する者又は警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者
警備員B	施設警備2級の検定資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者
警備員C	警備業務について、警備員A又は警備員Bの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者

# 1. 令和5年度建築保全業務労務単価について

- (1) 各省庁が国の建築物等の保全業務を委託する際の参考単価として毎年国交省において通知
- (2) 直近の賃金動向の実態を適切に反映するよう見直し
- (3) 全国の10地区、3職種別に単価を設定

全国、全職種平均 (15,603円) 令和4年度比：+5.0%

職種	全国平均	令和4年度比
保全技師等	20,343円	+4.3%
清掃員	12,520円	+6.3%
警備員	13,107円	+5.1%



参考：近年の建築保全業務労務単価の全国平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
伸び率	2.1%	→ 5.1%	→ 1.5%	→ 0.9%	→ 1.3%	→ 2.1%	→ 4.2%	→ 3.0%	→ 1.4%	→ 4.1%	→ 5.0%	30.7%

注) 伸び率は単純平均値より算出1

## 2. 建築保全業務労務単価の概要

- 建築保全業務共通仕様書を適用して保全業務を委託する際に、積算基準・要領により業務委託費における直接人件費を積算するための参考単価
- 単価は、[国交省ホームページ](#)にて公表
- 全国を10地区に区分し、地区毎に単価を算出(宿直単価は全国一律)
- 積算要領に規定されている技術者区分毎に算出(下記の12区分)
- 労働者に支払われる賃金に係るものであり、**諸経費は含まれていない。**

### ○建築保全業務労務単価について

#### (1) 建築保全業務労務単価の構成

- ・ 日割基礎単価
- ・ 割増基礎単価率
- ・ 宿直単価

#### (2) 日割基礎単価

正規の勤務時間内に業務を行う場合の1日(8時間)当たりの単価。

#### (3) 割増基礎単価率

日割基礎単価に乗じて割増基礎単価を算出するための率。  
割増基礎単価は、時間外単価や夜勤単価を算出するための基礎となる1時間当たりの単価。

#### (4) 宿直単価

宿直する場合の1回当たりの単価。

### 技術者区分

#### 点検・保守及び運転・監視業務(6区分)

保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ
保全技師補	保全技術員	保全技術員補

#### 清掃業務(3区分)

清掃員A	清掃員B	清掃員C
------	------	------

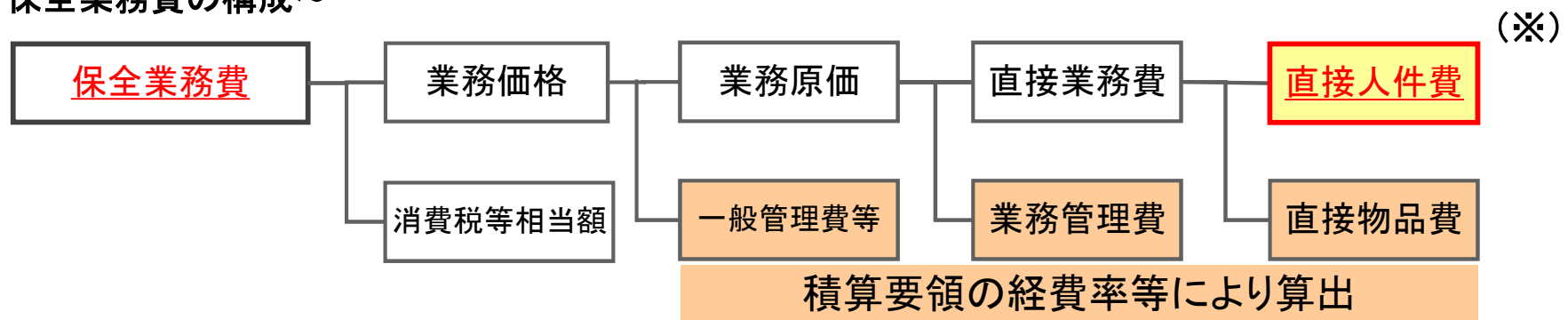
#### 施設警備業務(3区分)

警備員A	警備員B	警備員C
------	------	------

### 3. 建築保全業務積算基準・同要領の概要

- 建築保全業務積算基準：「建築保全業務共通仕様書」を適用して保全業務を委託する際の業務委託費を積算するための基準
- 建築保全業務積算要領：積算基準による費用の積算に必要な考え方や標準歩掛りを規定

～保全業務費の構成～



(※)

**直接人件費**

： 保全業務に直接従事する技術者の労働により生じる費用

$$= \text{数量(台数・面積・回数等)} \times \text{標準歩掛り} \times \text{労務単価}$$

積算基準・要領に基づき算出

国土交通省より毎年度公表

薬生衛発 1104 第 2 号  
令和 4 年 11 月 4 日

各都道府県契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

ビルメンテナンス業務の公共調達における建築保全業務労務単価の活用等  
について (依頼)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)では、「中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める」こととされています(別添 1)。また、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和 3 年 12 月内閣官房等関係省庁)では、「ビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、(略)発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する」ことが示されています(別添 2)。

このような中、都道府県や市町村等に対して、ビルメンテナンス業務の公共調達に当たって、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(令和 3 年 1 月 18 日生食発 0118 第 4 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添)の趣旨を御理解いただき適切に御対応いただくようお願いしています。同ガイドラインでは、適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定として、「可能な限り最新の労務単価等を適切に反映する」こととしており、「建築保全業務労務単価」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)をお示ししています(別添 3)。

各都道府県におかれては、来年度以降のビルメンテナンス業務の公共調達に係る予算額及び予定価格に関して、「建築保全業務労務単価」は毎年作成・公表されることから、最新の「建築保全業務労務単価」を踏まえてその積算に用いる価格に適切に反映するよう、また、その際、事業者に参加見積書等を徴取する場合は、この旨を併せて依頼するよう御配慮願います。

また、貴管内の市町村に対して本通知を周知し、各市町村においても最新の「建築保全業務労務単価」を踏まえてその積算に用いる価格に適切に反映するよう、特段の御配慮をお願いします。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（抄）  
～人・技術・スタートアップへの投資の実現～

令和4年6月7日  
閣 議 決 定

1. 人への投資と分配

(1) 賃金引上げの推進

②重点業種を示した政府を挙げた中小下請取引適正化

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める。

(略)



パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（抄）

令和3年12月27日  
内閣官房  
（新しい資本主義実現本部事務局）  
消費者庁  
厚生労働省  
経済産業省  
国土交通省  
公正取引委員会

4. 公共調達における労務費等の上昇への対応（デジタル庁、経済産業省、厚生労働省）

- ・ （略）
- ・ 情報システムやビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、公共工事における公共工事設計労務単価制度を参考に、調達の対象となる資産・サービス毎に、デジタル庁と業種を所管する省庁などが連携して、発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する。特に、情報システムの公共調達においては、契約単価のデータベース化等により、再委託・再々委託先も含めた賃金の適正化等に向けて取り組む。

## ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン(抄)

平成27年6月10日  
改正 令和3年1月18日

## 2 発注関係事務の適切な実施

## (2) 業務発注準備段階

(適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定)

(略)

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価等を適切に反映する。<sup>4</sup> 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、最新の業務実態や最低賃金額の上昇額等の地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。<sup>5</sup> さらに、年度途中の最低賃金額の改定を見込んだ予算を確保することも検討する。

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、各種制度改正（特に被用者保険の適用拡大）を加味した上での必要な法定福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

<sup>4</sup> 建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

<sup>5</sup> 建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

総行行第45号  
令和5年2月15日

各都道府県会計管理者  
各都道府県財政担当部長  
各都道府県契約担当部長  
各都道府県庁舎・公共施設担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各指定都市会計管理者  
各指定都市財政担当局長  
各指定都市契約担当局長  
各指定都市庁舎・公共施設担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和5年度建築  
保全業務労務単価（見直し後）の活用等について（通知）

標記の件について、別添1のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長から当職あてに、地方公共団体におけるビルメンテナンス業務の公共調達に係る予定価格に関する依頼がありました。

令和5年度建築保全業務労務単価については、令和4年12月9日に国土交通省から公表されたところですが、昨今の賃金動向を適切に反映するため見直しが行われ、令和5年2月14日付けで見直し後の令和5年度建築保全業務労務単価が公表されました。

ビルメンテナンス業務の公共調達に係る予定価格については、別添2のとおり、「ビルメンテナンス業務の公共調達における建築保全業務労務単価の活用等について（通知）」（令和4年11月8日付け総行行第309号総務省自治行政局行政課長通知）により、最新の建築保全業務労務単価を踏まえてその積算に用いる価格に適切に反映するようお願いしておりますが、今般、建築保全業務労務単価が見直されたことを踏まえ、来年度の予定価格の積算に当たっては、見直し後の令和5年度建築保全業務労務単価を使用するようお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

薬生衛発 0214 第 2 号  
令和 5 年 2 月 14 日

総務省自治行政局行政課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和 5 年度建築保全  
業務労務単価（見直し後）の活用等について（依頼）

令和 5 年度建築保全業務労務単価については、令和 4 年 12 月 9 日に国土交通省から公表されたところですが、昨今の賃金動向を適切に反映するため見直しが行われ、令和 5 年 2 月 14 日付けで見直し後の令和 5 年度建築保全業務労務単価が公表されました。

ビルメンテナンス業務の公共調達に係る予定価格については、「ビルメンテナンス業務の公共調達における建築保全業務労務単価の活用等について（依頼）」（令和 4 年 11 月 4 日付け薬生衛発 1104 第 2 号）により、最新の建築保全業務労務単価を活用するようお願いしておりますので、来年度の予定価格は、見直し後の令和 5 年度建築保全業務労務単価を活用いただくことをお願いするため、各都道府県契約担当課長あてに別添の通知を发出了しました。

別添の通知に基づく対応を適切に実施するためには、契約担当課のみならず、庁舎管理部局や財政担当部局も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

薬生衛発 0214 第1号  
令和5年2月14日

各都道府県契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和5年度建築保全  
業務労務単価（見直し後）の活用等について（依頼）

令和5年度建築保全業務労務単価については、令和4年12月9日に国土交通省から公表されたところですが、昨今の賃金動向を適切に反映するため見直しが行われ、令和5年2月14日付けで見直し後の令和5年度建築保全業務労務単価が公表されました（別添1）。

ビルメンテナンス業務の公共調達に係る予定価格については、「ビルメンテナンス業務の公共調達における建築保全業務労務単価の活用等について（依頼）」（令和4年11月4日付け薬生衛発1104第2号）（別添2）により、最新の建築保全業務労務単価を活用するようお願いしておりますので、来年度の予定価格は、見直し後の令和5年度建築保全業務労務単価をご活用いただくようお願いいたします。

また、貴管内の市町村に対して本通知を周知し、各市町村においても、見直し後の令和5年度建築保全業務労務単価を活用するよう、特段の御配慮をお願いいたします。

総行行第 309 号  
令和 4 年 11 月 8 日

各都道府県会計管理者  
各都道府県財政担当部長  
各都道府県契約担当部長  
各都道府県庁舎・公共施設担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各指定都市会計管理者  
各指定都市財政担当局長  
各指定都市契約担当局長  
各指定都市庁舎・公共施設担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
( 公 印 省 略 )

ビルメンテナンス業務の公共調達における建築保全業務  
労務単価の活用等について (通知)

標記の件について、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長から当職あてに、地方公共団体におけるビルメンテナンス業務の公共調達に係る予算額及び予定価格に関する依頼がありました。

国におけるビルメンテナンス業務の公共調達については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)においては、「中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める」こととされるとともに、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和 3 年 12 月 27 日内閣官房等関係省庁決定)においては、「ビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、(略)発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する」ことが示されています。

このような中、厚生労働省から地方公共団体に対して、ビルメンテナンス業務の公共調達に当たって、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(令和 3 年 1 月 18 日生食発 0118 第 4 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)の趣旨を踏まえた適切な対応について周知しており、同ガイドラインでは、適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定として、「可能な限り最新の労務単価等を適切に反映する」こととして、「建築保全業務労務単価」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)が示されているところです。

ついては、各都道府県におかれては、来年度以降のビルメンテナンス業務の公共調達に係る予

算額及び予定価格に関して、「建築保全業務労務単価」は毎年作成・公表されることから、最新の「建築保全業務労務単価」を踏まえてその積算に用いる価格に適切に反映するよう、また、その際、事業者に参加見積書等を徴取する場合は、この旨を併せて依頼するよう配慮願います。

また、各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。



薬生衛発 1104 第1号  
令和4年11月4日

総務省自治行政局行政課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
(公印省略)

ビルメンテナンス業務の公共調達における建築保全業務労務単価の活用等  
について(依頼)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)では、「中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める」こととされています。また、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月内閣官房等関係省庁)では、「ビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、(略)発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する」ことが示されています。

このような中、都道府県や市町村等に対して、ビルメンテナンス業務の公共調達に当たって、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(令和3年1月18日生食発0118第4号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添)の趣旨を御理解いただき適切に御対応いただくようお願いしています。同ガイドラインでは、適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定として、「可能な限り最新の労務単価等を適切に反映する」こととしており、「建築保全業務労務単価」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)をお示ししています。

今般、ビルメンテナンス業務における賃金引上げの推進のため、都道府県や市町村におけるビルメンテナンス業務の公共調達において、最新の「建築保全業務労務単価」を踏まえてその積算に用いる価格に適切に反映いただくよう、また、その際、事業者に参加見積書等を徴取する場合は、この旨を併せて依頼するよう各都道府県契約担当課長あてに別添の通知を发出了しました。

別添の通知に基づく対応を適切に実施するためには、契約担当課のみならず、庁舎管理部局や財政担当部局も含めて全庁的に連携し、労務単価の上昇に対応する追加の財政措置等について検討し、受注者が賃金引上げの原資を確保できるよう取り組んでいただく必要があります。

つきましては、中小企業等の賃金引上げの推進の観点からも、各都道府県及び各市町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

各 { 都道府県  
市町村  
特別区 } 衛生主管部（局）

墓地埋葬等行政ご担当者様

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### 墓地、納骨堂等の経営・管理について

日頃から、墓地、埋葬等行政の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

墓地、納骨堂等の経営の許可、指導監督等については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、都道府県等の自治事務として、適切に御対応いただいているところです。

しかしながら、今般、納骨堂が実質的に経営破綻し、遺骨の引き取りにも支障が生じているという事案が報道されています。同納骨堂については、所管自治体が条例に基づき立入検査したところ、墓地埋葬法等により備えておく必要がある財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務書類が備えられていなかったところです。

墓地、納骨堂等には、持続性等の観点から、安定した適切な経営が求められます。「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知）により、墓地埋葬法第10条に基づく許可等に関する技術的助言として、「墓地経営・管理の指針」が示されておりますので、同指針の趣旨を十分勘案いただき、適正な墓地、納骨堂等の経営・管理が行われるよう、指導監督の徹底を改めてお願いいたします。

#### 【参考】

- 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）（抄）
  - 第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。
  - 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
    - 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。
  - 第15条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。
    - 2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。
- 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）（抄）
  - 第7条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
    - 一～三（略）
    - 2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。
    - 3（略）

事務連絡  
令和5年1月6日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の  
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼  
申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型  
コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬  
送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚生労働省  
健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガ  
イドライン」という。）の適切な運用に努めていただいていることと存じます。

今般、別添のとおり、ガイドラインを改正しましたので、内容について御了  
知の上、貴管内の葬儀・火葬関係者、医療機関、高齢者施設、市町村等の関係  
者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知することとし  
ておりますので、申し添えます。

事務連絡  
令和4年11月24日

各 { 都道府県  
市町村  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### 火葬場の経営・管理について

日頃から、火葬行政の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

火葬場等の経営の許可、指導監督等については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、都道府県等の自治事務として、適切に御対応いただいているところです。

今般、株式会社により経営されている火葬場（墓地埋葬法制定前に設立されたもの）において、グループ企業が葬儀を執り行う、当該火葬場を葬儀業者のウェブサイトに掲載して宣伝することが禁じられる、火葬料金等が相次いで引き上げられるなどの報道がされています。

墓地埋葬法は、「墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的」（同法第1条）としています。また、「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて」（昭和43年4月5日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）において、火葬場等の経営主体については、「原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるもの」とされ、「墓地等の経営について」（昭和46年5月14日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）において、「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これにより難い事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限り与えることとされてきた」、「現に墓地等の経営主体が公益法人である場合であっても、いやしくも営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営が行われるよう関係者に対して強く指導されたい」とされています。なお、火葬場においても、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を適正に取り扱う必要があります。

火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設です。火葬場の経営においては、永続性と非営利性が確保される必要があり、利用者を尊重した高い倫理性が求められ、火葬場経営が利益追求の手段となって、利用者が犠牲になるようなことはあってはならないものです。火葬場が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく経営・管理されるよう、公衆衛生の確保のほか、永続性の確保、利用者の利益の保護、広域的な需給バランスの確保等の観点から、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底を改めてお願いいたします。

【参考】

○ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）（抄）

第 1 条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第 10 条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第 18 条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第 19 条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

○ 「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて」（昭和 43 年 4 月 5 日付け環境衛生課長通知）

近年、株式会社等営利を目的とする法人に対して墓地の経営を許可する事例が見受けられるが、従来、墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、昭和 21 年 9 月 3 日付け発警第 85 号内務省警保局長、厚生省衛生局長連名通知及び昭和 23 年 9 月 13 日付け厚生省発衛第 9 号厚生次官通知により、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難しい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり、この見解は現時点においてもなんら変更されているものではない。従って、墓地等の経営の許可にあたっては、今後とも前記通知の趣旨に十分御留意のうえ、処理されたい。

○ 「墓地等の経営について」（昭和 46 年 5 月 14 日付け環境衛生課長通知）

墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これにより難しい事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限り与えることとされてきたが（昭和 43 年 4 月 5 日付環衛第 8058 号環境衛生課長通知参照）、今後ともこれにより厳しく処理されるよう重ねて通知する。

また、現に墓地等の経営主体が公益法人である場合であっても、いやしくも営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営が行われるよう関係者に対して強く指導されたい。